

現行の取組に対する評価表

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
1-5 交通安全の 推進	交通安全普及啓発活動の 推進	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		警察・交通安全協会と連携し、実践的な交通安全啓発活動を充実させ、交通安全普及啓発活動を推進する。	○保育園や幼稚園、小・中学校へ出向き、警察・交通安全協会と連携し交通安全教室（模擬信号機を使用し、模擬交差点を利用した安全な歩行実習や自転車の乗り方実習）を実施する。□ ○高校生への自転車指導や横断歩道等における歩行者等の優先義務の徹底（ゼブラ・ゾーン作戦）する。□ ○教育委員会による通学路合同点検及び県主催の交通事故に伴う共同現地診断と連携し、交通安全対策に係る現地調査を行う。□ ○我孫子警察署と連携し、季節ごとの交通安全運動（交通安全我孫子市民大会等）を通じて交通安全対策の啓発を行う。□ ○会費により被害者を救済する相互扶助の制度となる市町村交通災害共済事務を行う。□ ○我孫子市交通安全計画を改訂する。（令和3年度）
				交通安全施設の整備	安全な交通環境をつくるため、交通安全施設の整備を進める。
4-1 企業立地の 推進	企業が進出・操業しやすい環境づくり（住工混在の解消、企業が進出しやすい環境整備）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		令和元年度に改定した「我孫子市企業立地方針」に基づき、新たな企業が進出・操業しやすい環境づくり（住工混在の解消、企業が進出しやすい環境整備）や支援策等を整理し、我孫子の環境にふさわしい企業立地を進めていきます。	・柴崎地区で工業系土地利用を進めるために、令和2年度に策定した「産業用地整備基本計画」を基に、令和3年度に民間開発事業者の公募・選定を行い、産業用地を整備する事業者を決定する。令和4年度に決定した事業者とインフラ整備に係る負担金等の協定を締結、令和5年度に産業用地整備にむけた開発許可を得る。□ ・立地奨励金等制度の創設における調査研究・検討し、我孫子市特有の制度を創設する。□ ・自治体と企業のマッチング等における調査研究・検討し、我孫子版企業戦略に基づく対策を講じる。□ ・HP等を活用し企業活動に適した不動産情報を発信する。□
4-2 就労支援の 充実	就労支援・雇用環境の充 実	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		中小企業従業員の福祉の向上と中小企業の雇用の促進と安定を図るため、退職金共済契約に基づき掛金を支払っている中小企業者に対し補助する。	中小企業で働く従業員のため、中小企業退職金共済・特定退職金共済の退職金制度に新規加入契約し、一年間の掛金が支払われている場合にその一部を事業主に補助する。
				雇用関連情報の発信を行うと共に求職者の能力を底上げすることで、就業機会の拡充を図る。	・若年者の就労支援を推進する「ジョブカフェちば」や、中高年齢者・子育て中の母親の就労支援を推進する「千葉県ジョブサポートセンター」等と連携して、求職者の能力を底上げするようなセミナーを市内で開催する。□ ・就業機会の拡充を図るために、雇用関連情報の収集発信を行う。□ ・就労に至らない若者やなやんでいる保護者に、個別面談及び訪問支援を行う。□
				市内に居住する障害者の職場実習受け入れ・雇用する事業主に対し奨励金を交付することにより、障害者の雇用を促進することを目的とする。	・市内に居住する障害者を対象に、我孫子市障害者就労支援センター等の紹介により5日以上の職場実習を受け入れた事業主に対し、障害者職場実習奨励金を交付する。□ ・ハローワークの紹介により市内に居住する障害者を雇用した事業主に対し、障害者雇用促進奨励金を交付する。□
				市民の就業のため、職業相談体制の充実に努め、雇用の安定化を図る。	・ハローワーク松戸と同じ検索機を導入し、リアルタイムで多くの求人情報を提供する。□ ・ハローワーク松戸の相談員が対応し、職業相談や企業への紹介業務を行う。
				障害者の職場定着を円滑にするためのきめ細かな人的支援を実施することを目的とします。	障害者の職場定着のためには、評価や訓練、求職活動支援、職場実習、各種助成金についての情報提供等受け入れ先企業への支援、就職後のジョブコーチ支援、その後の長期的なフォローアップ支援等、一連のステップを通じての一貫した支援が必要です。そのため、障害者就労支援センターが中核となり、関係機関との連携のもと人的支援を提供します。□ 市内民間施設による訓練機能を強化するため、必要に応じてスーパービジョン（技術提供）を行います。□
市全体としての障害者の就労支援における取り組みについて、就労支援センターが中核となり各福祉施設や教育機関との関係を構築・保持します。	自立支援協議会の下に、就労支援全体会、就労移行・定着連絡会、特別支援学校等連絡会の3つからなる就労支援部会をおき、自立支援協議会との連携を強化します。□ 就労支援全体会では事例検討、講座等を行い、支援者の情報共有とスキルアップを図ります。□ 就労移行・定着連絡会では就労移行支援事業所との連携体制を強化し、課題に向けた取り組みを行います。□ 特別支援学校等との連携のもと、一般就労を目指す卒業年次生に対して長期休暇中の集中アセスメント（評価）を行い、卒業後直ちに連携による支援ができる体制を構築します。□				
就職を目指す障害者に対して、市役所内の様々な仕事を体験する場を提供することにより、就職準備性の向上を支援し適性の確認を行うことを目的とします。	就職を目指す障害者の多くは、一般企業を含めた職場での実務経験が不足しているため、職場実習を通じて様々なこと（毎日決まった時間に通勤すること、上司から指示を受け、作業に従事すること、報告・連絡・相談を適切に行うこと、時間内に集中して作業をすること、作業の正確性とスピードを保持すること等）を体験し、実績を積む必要があります。また、職場での就業体験を通じて、就職への課題を明らかにすることができます。そのため、市役所内の様々な職場を実習の場として提供し、障害者の就職準備性の向上を支援し適性の確認を行います。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
4-3 商工業の振興	地域経済の活性化	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		「我孫子市ふるさと産品」の育成及び市内外への普及により、市内事業者の活性化及び我孫子市のPRを図る。	「我孫子市ふるさと産品」に推奨された商品を製造・販売している事業者、商工会、我孫子市の3者から成る「我孫子市ふるさと産品連絡協議会」にて、イベント等への出店や販路拡大等の普及・PR活動を支援する。□
				市内の産業や企業を来場者に紹介し、市内での消費拡大を図る。	我孫子市青壮年会議、商工会、市で「産業まつり実行委員会」を組織し、市内の産業を紹介する企業展示や青空市、アトラクションを実施し、市内産品の消費拡大や今後の産業振興、地域文化の向上発展を図る。
				我孫子市商工会や事業者と共に商業活性化策等を検討・実施し、商業の活性化を図る。	我孫子市商工会・事業者・市で連携、協力し、経済情勢の変化に対応した商業活性化策を検討・実施する。□令和2年度から施行した我孫子市商店街活性化事業補助金の決定・交付等を行い、商業の振興に寄与する。また、商業観光に関する方針等の策定に向けて、検討会を活用し、策定を行う。
				小規模事業者の経営指導やイベント等の地域振興事業に取り組んでいる我孫子市商工会の活動を支援し、市内の商工業の振興を図る。	我孫子市商工会の活動を支援するため、補助金を交付する。また、情報交換及び連携を密に行い、市の商工業の振興に寄与する取り組みを検討・推進する。
				市内中小企業に永年勤続し、市の商工業振興のために尽力し、その功労顕著にして他の模範となる者を表彰する。	・我孫子市永年勤続従業員表彰規程により勤続25年の従業員を対象に表彰状を授与する。
				中小企業者が必要とする資金を、千葉県信用保証協会の信用保証に基づき貸付を行い、市内中小企業者の安定化及び活性化を図る。	千葉県信用保証協会及び金融機関の協力を得て、適切な事業計画のもとに事業を営む市内中小企業者に対して、経営の合理化、企業の安定に要する事業資金（運転・設備）の貸付を行う。□ また、貸付けた中小企業者及び小規模事業者に対して、利子補給を行う。□ □
				新たに起業する方や事業者による創業を支援するための、相談体制や支援策を検討・実施することで、新たな産業の育成に努め、まちに活力を生み出す。	市は、産業競争力強化法に基づき、平成26年6月に、国（経済産業省・総務省・農林水産省）から認定を受けた「我孫子市創業支援等事業計画」を推進していくため、NPO法人や民間企業と連携し、起業・創業者向けの相談窓口を設け、創業塾やビジネス交流会などの各種支援策を実施していく。
4-4 農業の振興	生産性の向上と付加価値の創出 (1/3ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		福島第一原子力発電所事故による放射能の影響を確認するため、我孫子市産農産物及び市内小中学校給食食材の放射性物質検査、農地の空間放射線量測定を行い、食の安全性の確保、風評被害の防止に努める。	福島第一原子力発電所事故による放射能の影響を確認するため、我孫子市産農産物及び市内小中学校給食食材の放射性物質検査を行い、食の安全性の確保を行う。また、国から出荷制限の指示を受けている林産物（原木しいたけ）の制限解除に向けた取り組みや支援を行う。
				農業者が自ら行う農産物等の販売や農産物等を使用した加工品の製造販売を支援することで、農業所得の向上、地産地消の推進、及び6次産業化の基盤整備を図るもの。	農業者が生産する農産物等の直売や農産物等を使用した加工品の製造販売を行うための、施設、設備等の整備に対し補助を行うことで、農業所得の向上と地産地消の推進を図る。また、農業者を軸とした6次産業化の基盤整備につなげる。
				あびこ型「地産地消」推進協議会の構成員として、「地産地消」事業を推進する。	あびこ型「地産地消」推進協議会の構成員として以下の事業経費を負担し、「地産地消」事業を推進する。□ ・同協議会事業経費（事業運営費・事務所運営費・会議運営費等）
				農家の高齢化や後継者不足、不耕作地への対応を図るため、新規就農者を掘り起こし、育成を行う。	新規就農者を育成・確保するために、就農ガイダンスを実施するとともに、市内農家において実際に研修を受け、就農の準備を行うことができるシステムの運用を図る。また、新規就農者に対する施設設備等補助、農地や資金のあっせん支援、共同利用施設（倉庫・保冷库）の提供支援等を行う。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
4-4 農業の振興	生産性の向上と付加価値 の創出 (2/3ページ)			農業の担い手として男女を問わず自らの意思により農業経営に参画し、その持てる力を十分に発揮できるようなパートナーシップを確立し、女性の地位向上を図る。	女性の経営参画や能力開発を促進するために、技術講習会や農産物の販売を展開し、生産や経営に主体的に参画できるようにする。就業条件の整備や適正な女性労働者の評価を確立するために家族経営協定締結を促進する。また、講習会などを通じて交流を図り、女性グループのネットワーク作りを進める。
				安全・安心な地元農産物の地域内流通システムの構築と、地産地消の推進をとおした農業者・消費者との交流や文化施設など地域資源との連携を図りながら、交流人口の拡大と地域活性化を図るため直売所・飲食施設を併設した農業拠点施設の安定した運営を継続していく。	あびこ農産物直売所あびこん、旬菜厨房米舞亭の運営者の株式会社あびベジを支援し効果的な運営を目指す。安全・安心な農産物の栽培等の普及と情報の受発信機能を持ち、農業者に対する栽培履歴の作成指導等をはじめ、農業者同士の研さん・交流、消費者・市民との交流や食育推進等の機能を持つ農業拠点施設の運営を継続する。
				工口農産物の生産活動を支援し、環境保全型農業を拡大する	市内農業者で工口農業（有機や特別栽培）を行っている農業者（経営体）及び今後志向する農業者（経営体）に対し、補助を行う。工口農産物の認証手続きや、農薬・肥料の適正使用を支援するため生産履歴管理を支援する。
				市民に身近な農業体験の場を確保・提供するとともに、新規就農計画者の栽培技術等を習得するための支援の場を提供する。	年間を通じた市民農園の維持管理と運営口 ・農園管理（区画の耕運、除草作業、農事相談等）及び施設管理（浄化槽の保守点検・トイレ清掃）口 ・農園利用者の募集、利用者決定、利用契約、利用料の徴収など
				市民にとって身近な農業体験の場を市内各所に確保することを可能にするるとともに、多面的機能を持つ良好な農地の遊休化、荒廃化の防止を図る。また、農地の有効利用による農家経営の新たな展開を支援する。	農家自身が開設する市民農園事業に対し、補助金を交付することにより、我孫子市市民農園整備計画に基づく農業体験型市民農園の整備を推進する。
				老朽化した幹線排水路の改修を行うことにより、安心して営農が継続できる環境を整える。また、農地外都市排水の排水機能も維持することができる。	以下の幹線排水路において、軽量鋼矢板が腐食し、さらに穴あき劣化が進んでいるため、全体の機能診断を実施し、改修工事を行う。口 路線測量 1・2・3号幹線排水路 ?=7, 512m口 ①幹線1号排水路 L=5.4km(全長) 軽量鋼矢板 L=2,940m口 ②幹線2号排水路 L=5.1km(全長) 軽量鋼矢板 L=2,567m口 ③幹線3号排水路 L=3.1km(全長) 軽量鋼矢板 L=2,005m口 ・総事業費：1,935,000千円口 ・事業費負担割合：国=55%、県=28%、市（我孫子市・柏市）=17%
				市内の零細な養鶏農家における伝染病の発生予防及び蔓延の防止のため、衛生管理その他の防疫措置に必要な経費の一部を補助することにより、養鶏農家の負担軽減を図る。また、鶏の伝染病に対し、市民の不安軽減を図る。	鶏の伝染病対策に係る施設整備、ワクチン接種に要する経費、養畜における衛生に関する情報の入手に要する経費などに対し、経費の一部を助成する。
				用排水路・暗渠排水・客土の整備により、高生産性ほ場を設け、水田の汎用化を図る。また、地区の担い手（認定農業者）への田植・収穫等の作業受委託や農地の貸借による利用集積により、農地の高度利用を図る。	関係機関による協定書に基づき、事業費償還金にかかる負担金を支払う。口 (事業内容) 口 受益面積：水田428ha（我孫子市の水田298ha）口 用水施設・揚水機場の設置口 用水路の整備、排水路の整備口 暗渠排水258ha、客土120ha
排水施設が地盤沈下により、機能低下が生じており、その機能を回復し、災害の未然防止、農作物及び農地等の被害を防止するとともに、併せて国土の保全に資することを目的とする。	・主要工事（排水改良）：手賀排水機場、第1排水機場、第2排水機場、手賀沼調節水門、金山落水路口 （揚水改良）：小森揚水機場、高野山揚水機場、泉揚水機場、用水路口 これらの事業推進のための推進協議会の負担金支出				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
4-4 農業の振興	生産性の向上と付加価値 の創出 (3/3ページ)			農作物に有害な病害虫及び鳥獣の駆除・蔓延防止措置を講じ、農業生産と経営の安定化を図る。	我孫子市植物防疫協会が実施する農産物病害虫防除事業を円滑に推進するため、同協会の構成員として事業に要する経費の一部を負担する。□ また、カメムシによる水稲への被害を抑制するため小型無人航空機による防除を実施する農業者を支援する。
				安定的供給が行われる消費者重視・市場重視の米づくり	J A、土地改良区、農業委員会、我孫子市等で組織する「我孫子市農業再生協議会」により、以下事業を推進する。また、市はこの協議会の事務局を担う。□ ・国の基本方針に基づき、米づくりの本来あるべき姿の実現□ ・我孫子市人・農地プランの支援及び地域水田農業ビジョンの策定とその実現に向けた取組の推進□ ・米穀の需給及び価格の安定のため、需要に応じた生産を基本に米の生産目標数量の配分□ ・農家へ経営所得安定対策の周知・推進□ ・その他
				漁場の減少や水質汚濁などの諸要因による淡水魚かい類の増殖率低下を防止すると共に、種苗放流により漁獲量を増やす。	淡水魚かい類の増殖率低下が懸念される手賀沼において、種苗放流を実施している漁業協同組合に対し、千葉県栽培漁業振興総合対策事業補助金を活用しながら補助金、負担金を交付する。
				農業経営基盤強化促進法に基づき市長から「農業経営改善計画」の認定を受けた認定農業者の設備投資に対する補助を行い、我孫子市農業を維持発展させるための担い手農家を育成する。	農業経営基盤強化促進法に基づき、市長が「農業経営改善計画」の認定をした農家（認定農業者）が、当該計画に基づく設備投資を行う場合に補助金を交付する。□ 補助金は当該改善計画の事業経費の1/5以内（上限設定）□
				安定的な農業経営の育成や農業生産の拡大・近代化等を図るために融資を受けた農業者に対し、借入金にかかる利子補給を行う。	農業経営支援として、以下の資金借入れにかかる利子補給を行う。□ ①市の農業振興資金融資条例に基づく資金借入れにかかる利子補給□ ②国のスーパーL資金の借入れにかかる利子補給□ ③同農業近代化資金の借入れにかかる利子補給□ ④被災農業者向け利子補給
				排水機場及び幹線排水路を適正に維持管理することにより、水害による農地・農作物被害を防止し、農業経営の安定化を図る。	○農業用排水施設としての排水機場（10施設）及び幹線排水路（1施設）を適正に維持管理する。維持管理は、土地改良区・千葉県と連携して実施する。□ ○国営総合農地防災事業に基づき、地盤沈下の影響や流域開発に伴うピーク排水量の増加により機能が低下し、農地の湛水被害や用水の安定供給に支障が生じていることから用排水施設を改修し、その機能を回復させる農地の湛水被害の防止と用水の安定供給を図り農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。□ ○令和元年台風19号に伴う利根川の増水により青山排水機場のポンプが破損し修繕が必要となったため、柏市が事業主体となり令和元年度から令和4年度の4年間で修繕を行うこととなった。国の農林水産業施設災害復旧事業費補助金を活用して実施することになるが、補助対象外経費は、管理運用協定書に基づく負担（我孫子市46%）が必要となることから令和元年度から令和4年度までの継続費を設定し実施する。
				農業経営の規模拡大、農地の集団化等、効果的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農地の利用集積を進める。	農業経営基盤強化促進法に基づき農地の利用集積を促進するとともに、我孫子市が農地利用集積円滑化団体となり農地の貸借や売買等の事業を行っていく。また、農地中間管理機構の活用や集落営農組織の育成を行いながら農地の有効利用をはかる。
				農道の整備により、農作業の安全・効率化を図るとともに農業施設が持つ多面的機能の維持保全を図る。	農道は、農業者以外の市民も利用する施設となっている。この農道を管理する土地改良区が実施する敷砂利、不陸整正等の整備工事に係る経費を負担する。□ (利根土地改良区区域、手賀沼土地改良区区域)
				遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地について、その有効活用を図り、遊休農地等の解消又は遊休農地化の防止を進める。	遊休農地対策を進めるため、遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地について、市が主体となって復元支援ならびに担い手等への貸付事業を実施する。
				農業の振興を図り、優良農地を確保するとともに、農地を良好な状態で維持・保全する計画を策定する。	農業の振興を図り、優良農地を確保するため、農業振興地域整備計画の随時見直しを行う。（整備計画案の作成、関係機関との協議、県知事との協議、計画公告）
		「あびこ型都市農業」の確立に向けたしくみづくりを先導的に推進し、我孫子らしさである自然環境に調和した農業を推進するため、手賀沼沿い農地活用計画に沿った農地活用を図る事業者に対し、事業及び経費支援を行うもの。	手賀沼沿い農地活用計画に位置付けられた地区の農地の活用を支援する。あわせて、農地条件の改良を支援する。		

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
5-6 下水道の整備と普及	下水道の整備と普及 (1/3ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		公共下水道の早期整備を図るため、財源確保と適正な予算執行を行う。	予算管理事務（予算編成・事務管理・決算）□ 国庫補助事務事業（概算・本要望、交付申請・請求,完了報告,事務費協議）□ 起債事務（申請・変更申請）□ 会計検査・県検査（受検準備・受検）
				根戸地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。	根戸地区の下水道整備を行い、衛生的で快適な生活環境を確保する。□ 当事業は、我孫子市と柏市の共用管であり、公共下水道事業に関する基本協定書に基づき、柏市が管渠等の工事を 行い、工事に要する費用を案分して負担する。
				下ヶ戸西側地区（区画整理地区）の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。	衛生的で快適な生活環境を確保するために、下ヶ戸西側地区（区画整理地区）の下水道整備を行う。
				下ヶ戸北側地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。	衛生的で快適な生活環境を確保するために、下ヶ戸北側地区の下水道整備を行う。
				開発行為に伴う下水道施設の可否や施工の承認、供用開始区域外の下水道流入の許可の審査を効率的に行う。	開発行為に伴う下水道施設について審査と承認を行うことや、供用開始区域外から公共施設や福祉施設等からの下水道流入について、県の意見を聴いた後、許可又は不許可を行う。
				開発行為に伴う下水道施設の可否や施工の承認、供用開始区域外の下水道流入の許可の審査を効率的に行う。	開発行為に伴う下水道施設について審査と承認を行うことや、供用開始区域外から公共施設や福祉施設等からの下水道流入について、県の意見を聴いた後、許可又は不許可を行う。
				当該地区の汚水は、地区内にある汚水処理中継所に流入し、ポンプ排水によって、久寺家処理場(クレーン管理)にて処理されている。下流部において、平成25年度に流域下水道への切替えが完了していることから、早期に設計業務を着手し、下水道整備を行う。	衛生的で快適な生活環境を確保するために、久寺家1・2丁目地区の下水道整備を行う。平成31年度は現地調査により占有物件等を把握し、令和2年度以降、下水道の基本設計、実施設計を行う。
				湖北駅北口西側地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。	衛生的で快適な生活環境を確保するために、湖北駅北口西側地区の下水道整備を行う。
				湖北駅北口東側地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。	湖北駅北口東側地区の下水道整備を行い、衛生的で快適な生活環境を確保する。
				公共下水道の供用開始及び終末処理場における下水の処理開始に当たり、あらかじめ公共下水道管理者が必要事項の公示及び縦覧を行ない、周知を図る。	公共下水道の本管布設工事終了後、下水道法第9条の規定により、公共下水道の供用及び処理開始にかかる公示、縦覧を行う。
				高野山地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。	衛生的で快適な生活環境を確保するために、高野山地区の下水道整備を行う。
				青山地区他の公共下水道は、平成29年度に流域下水道（手賀沼北部第二幹線）への接続切替えが完了し、青山汚水中継ポンプ場の運転を停止している。今後、当該ポンプ場に接続する圧送管及び流入管を撤去・閉塞し、安全な道路交通等を確保する。	当該ポンプ場は、すでに供用開始してから20年余りが経過し、老朽化に代わり、流域下水道（手賀沼北部第二幹線）の完成により青山地区他の公共下水道は、平成29年度に流域下水道への接続切替え工事を実施し、完了した。□ 切替え完了後は、当該ポンプ場を災害用マンホールトイレ等の資機材置場として一時的に活用している。□ 今後、当該ポンプ場に接続する圧送管及び流入管を撤去・閉塞し、道路陥没等の事故防止に努める。
				布佐駅東側地区の下水道整備を行い、良好な生活環境の形成を図る。	衛生的で快適な生活環境を確保するために、布佐駅東側地区の下水道整備を行う。
手賀沼流域下水道の早期整備を図る。	手賀沼南部幹線や他の幹線および終末処理場の整備の促進、改築事業を行うため、手賀沼流域下水道建設事業に係る費用の一部を負担する。				
公共用水域の自然環境の保全及び生活環境の改善を図る。	公共下水道未接続の水洗化を促進するため、個別訪問を実施するとともに水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給事業を行っている。また、マンホールカードの配布等を通じて水洗化の普及促進を図る。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
5-6 下水道の整備と普及	下水道の整備と普及 (2/3ページ)			公共下水道施設のすべてを対象とし、将来にわたって適切に維持管理、改築、修繕を行っていくためストックマネジメント計画を策定し実施することを目的とする。	ストックマネジメントに基づく予防保全型の施設管理を実現するため、明確かつ具体的な施設管理の目標を設定し、リスク検討に基づく点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定する。□ また、これらの計画を実行し、評価、見直しを行うとともに施設情報を蓄積し、ストックマネジメントの精度向上を図る。□ 具体的には、①導入準備、②施設情報の収集・整理、③施設管理の目標設定、④リスクの検討、⑤点検・調査計画の策定及び実行、⑥修繕・改築計画の策定及び実行、⑦評価の見直しという工程となる。□ なお、汚水事業（下水道課）、雨水事業（治水課）を同時に行う。□
				下水道使用料は、処理場・管渠等の汚水処理施設の維持管理費や下水道施設の建設に伴う借入金の返済に充てられる。	下水道使用料の賦課及び徴収に関する事務は、協定により水道局に委任しており、水道料金と併せて下水道使用料の徴収を行なう。毎月、下水道使用開始届により水道局と賦課及び徴収事務の連絡調整を行う。
				経営環境が厳しさを増す中であっても、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう「経営戦略」を策定・改定し、中長期的な視点に立った経営、徹底した効率化、健全経営化に取り組むことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現する。	下水道事業経営戦略については、1. 事業概要、2. 経営の基本方針、3. 投資・財政計画（収支計画）、4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項の4項目に沿って策定する。□ 使用料検討業務については、事業コード740.下水道使用料の賦課徴収業務において、平成31年度に使用料検討業務を予定していましたが、地方公営企業法適用後の中長期的な収支を見込んだ経営戦略の見直しと合わせて使用料を検討するため、本事業に使用料検討業務を含めることとし、令和4年度までに見直すものとする。
				下水道整備費の一部に充てるため、下水道事業受益者負担金を賦課・徴収する。なお、滞納者に対しては、督促及び訪問することにより、負担金への理解を促し納付を促進する。	受益者負担金制度とは、下水道が整備され、生活環境が著しく向上が図られた土地に対して、公共下水道を計画的、また早期に完成していくために、その土地の所有者が建設費の一部を負担するもので、下水道が整備された翌年から3年間で納付する。負担金の額は1㎡当たり400円、年4回納付で3年間で完納となる。また、各納期までに納めず滞納となっている受益者が存在しているので、その滞納者に対して督促及び催告、訪問をして納付を促す。
				排水設備工事が法令を遵守し円滑に行われるよう、排水設備指定工事店関係の申請について、指定要件に合致しているかを適正に審査し、指定を行う。	市内の各家庭での排水設備工事が法令等に違反せず円滑に行えるよう指定工事店制度を採用しており、指定工事店になるための申請や更新、指定要件の各種異動届出などを受理し、審査を行い、指定した工事店の公示を行う。
				下水道事業の効率化を進め、経営体制の健全化を図るため、健全経営を優先した下水道整備の計画を確立する。	・汚水適正処理構想の見直し。□ ・下水道全体計画・事業計画の見直し。□ ・下水道整備五箇年計画の作成。□ ・公共下水道計画図の作成。□ ・下水道業務継続計画（下水道BCP）の見直し。□ ・下水道事業年報・ホームページの作成。□ ・公共下水道事業審議会の開催及び委員の委嘱・改選。
				消費税及び地方消費税の適正な申告に努める。	消費税及び地方消費税の申告書を作成し、納税をする。
				独立採算制を基本にした公営企業会計として、収支バランスのとれた下水道事業会計の収支決算を目指す。	日々の収納・支払に係る出納事務を適切に行い、毎月の月例監査を受ける。□ 決算確定後、決算審査資料の作成により事業費の執行状況を把握するとともに、地方公営企業決算状況調査表を作成する。□ 決算状況調査結果や財務諸表を基に下水道事業の経営状況を分析し、経営状況を把握した上で適切な予算執行を行う。
				污水管渠の状態を監視し、流下機能の保持に努めて、持続的な汚水処理を行う。	生活環境の向上及び公共用水域の水質保全のため、管路の機能を保持できるように適正な維持管理を行うとともに下水道本管及び取出管に不具合・支障等が生じた場合には、速やかに修繕工事を実施する。また、下水道台帳や日常的な維持管理情報のシステム化（GIS）を検討し、効率的な維持管理計画の策定や迅速な窓口対応へ活用する。
市民が、安心して下水道を利用できるようマンホールポンプ等の維持管理を適正に行う。	・各マンホールポンプ場の巡回点検。□				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
5-6 下水道の整備と普及	下水道の整備と普及 (3/3ページ)			緊急輸送路や避難所からの排水を受ける重要路線について、下水道施設（マンホール等）の耐震性を確保するため、地震対策工事を実施する。	我孫子市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホール浮上防止対策及び避難所にマンホールトイレの設置を実施する。 □ 平成30年度に策定した我孫子市下水道総合地震対策計画に基づき、令和元年度から令和5年度の五か年整備計画により事業を実施する。
				排水設備が、下水道法及び下水道条例の規定する基準に適合しているかを書類審査及び現地検査により確認する。	家庭や事業所などから排出される汚水を下水道本管に流す排水設備が、下水道法及び条例に規定する基準に適合し、適切な排水機能を備えるため書類審査を実施し、工事完成後現地検査を行う。
				千葉県流域関連公共下水道の不明水対策について、3流域共通の「流域関連公共下水道における不明水対策マニュアル」を作成し、各流域で不明水対策5か年計画を策定し、流域市町全体で不明水対策を実施し、雨水浸入の原因を排除する。	手賀沼流域関連公共下水道の不明水対策5か年計画（令和2年度～令和6年度）に基づき、大雨時の汚水溢水等に対し、適正な対策を行い、管路、マンホール、宅内設備等の下水道施設の機能を保持できるよう努める。令和2年度から、誤接続を確認するための送煙調査や雨水の浸入を防ぐためのマンホール蓋穴閉塞等を行う。
				久寺家汚水中継ポンプ場の圧送管を閉塞し、安全な道路交通を確保する。	久寺家汚水中継ポンプ場に接続する圧送管を閉塞し、道路陥没等の事故防止に努める。
				当該地区は、大雨時に下水道マンホールから溢水するため、調査によって原因を把握し、適正な対策工事を行い、管路、マンホール等の下水道施設の機能を保持できるよう努める。	当該地区は、平成29年度から現況を的確に把握するための不明水実態調査解析を行っている。この結果を踏まえ、平成30年度に流末エリアでTVカメラを使用した詳細調査・解析（本管、人孔）、令和元年度にも同様の調査・解析（取付管）を行い、令和2年度以降、実施設計、補修工事を行う。 □ □

現行の取組に対する評価表

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-5 生活支援の 推進	社会保障制度の適正な運 営 (1/4ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない	利用者のニーズに応えるため、介護保険制度に関する相談・苦情等について、きめ細かに対応します。介護相談員を設置し、申し出のあったサービス事業所等に派遣することにより、介護サービス利用者の疑問、不満、不安等を解消し、派遣を受けたサービス事業所等における介護サービスの質的向上を図ります。	市内の相談員派遣受け入れ事業者とその事業者のサービスを利用する要介護者とその家族に対し、定期的に介護相談員を派遣し、利用者と提供者の橋渡し役として介護保険サービスの質の向上を図る。□ ○内容（1）介護相談員の選考：①民生委員児童委員②市民代表（公募による）から委嘱（定数15名以内、任期2年）（2）介護相談員の派遣：月1～2回/1事業者。①話を聞き、相談に乗る②施設の行事に参加③サービスの現状把握④事業所の管理者又は従事者と意見交換。（3）情報交換：月1回介護相談員連絡会（4）介護相談員の周知（5）介護相談員活動への苦情の対応（6）根拠：「介護保険法」「地域支援事業実施要綱」「介護サービス適正実施指導事業の実施について」（老人保健福祉局長通知）	
			介護認定審査会は、医療・保健・福祉から構成される合議体の組織で、被保険者が保険給付の対象となるかどうかを、公平・公正中立な立場から審査判定を実施し、適切な介護サービス提供につなげる。	認定審査会の委員定数は35人で8つの合議体に委員を配置し、月9回（週2～3回）の割合で認定審査会を開催している。1合議体の平均件数は50件程度である。審査案件に対して公平公正な審査判定を行い、その判定を基に認定結果通知、介護被保険証の発行を行う。	
			支援や介護を必要とする者が、介護保険サービスの利用をスムーズに行えるよう、要介護認定申請から2週間以内を目途に訪問調査を実施します。また、申請からサービス利用に至るまでの流れについて、被保険者の個々の状況にあわせた情報提供・アドバイスを行います。	新規及び区分変更申請者に対し、市の認定調査員が居宅や病院・施設などに赴き介護認定調査を実施する。また、認定期間満了が近づいた者には満了のお知らせ（満了の約85日前）し、介護支援専門員を通じた更新手続きの推奨により、調査（更新調査の半数は民間へ委託）・認定にスムーズにつなげていく。なお、要介護認定の適正化に向け、市内居宅介護支援事業所所属の調査員に対し、研修会への参加、eラーニングシステムの積極的な利用を勧奨する他、個別指導等により、調査票記載や調査のあり方等について学習を進めていく。増加する認定申請への対応として、調査業務委託や調査員の育成と合わせ、ICTの導入（タブレット型端末を用いた調査）により、国が定める申請日から30日以内の認定に向け、14日以内の調査実施に努めていく（新規・区分変更認定調査は市が行うとの国の定めあり）。	
			介護給付費通知を送付することにより、受給者から疑義があるサービス利用実績等を市に申し出てもらうことで、架空請求等の不正発見の契機となる。また、介護支援適正化パッケージにより抽出した不適切な可能性のある介護給付について事業者を確認することにより、介護給付の適正化につなげるものである。	介護サービス事業所が介護給付費請求を行ったもののうち、国保連合会において審査決定された給付実績をもとに、受給者単位に作成したサービス利用実績情報を通知するものである。これにより、受給者に通知内容どおりのサービス提供を受けたか、支払った利用者負担額と相違ないかなどの確認を促し、サービス事業者が適正な運営をおこなっているかを検証する。また、介護適正化パッケージを使用し、給付実績データから不適切な可能性のある給付についてケアマネジャーに直接確認し、介護給付の適正化を図る。	
			利用者のニーズに応えるため、介護保険制度に関する相談・苦情等について、きめ細かに対応します。	介護保険制度の効果的な運用を図るため、相談・苦情を一元的に受付する窓口として、各地区担当者、介護保険担当職員、我孫子市介護保険調整委員会が段階的に対応する。□ □ 根拠：介護保険法	

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-5 生活支援の 推進	社会保障制度の適正な運 営 (2/4ページ)			介護サービスの種類や量を社会経済情勢の変化に応じ見直し、介護サービスを必要とする高齢者が、必要な時に必要なサービスを利用し、住みなれた地域で自立した生活を営むことができる環境を整備する。	・介護保険の理念である個人の尊厳を尊重し、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう第7期介護保険事業計画を推進し、確実な事業の実施を目指します。□ ・市民会議を開催し、第8期介護保険事業計画の進行管理を行います。□ ・□
				65歳以上の第1号被保険者及び認定を受けた第2号被保険者の資格・認定情報を適切に管理し、誰もが必要に応じて介護サービスを十分に利用できるように、介護認定の申請から介護サービスの提供まで本人の状況に応じたきめ細かな支援を図る。	毎月の65歳到達者及び日常の転入、転出者、死亡者、転居者について、住民記録オンラインと連動を図り介護保険事務処理システムにおいて適切な管理を実施し、介護保険証の発行を行うなど資格者漏れを防止する。また、認定情報、受給実績情報をシステム管理、運営することにより適切な介護サービス提供を図ることができる。□ 令和4年1月からの包括委託契約による介護認定審査会システム変更に伴い、現在のシステムに登録してある介護認定審査会の過去10年分のデータを被保険者毎にPDF化を行う。□ 令和4年1月からの庁内ICTインフラとセキュリティのシステムの開始に伴い、高齢者支援台帳システム用機器の設定を行う。
				介護サービス等にかかった費用を、遅滞なく介護サービス事業所・施設に支払われるよう予算管理を適切に行い、要介護等認定情報や異動情報を支払の受託者である千葉県国民健康保険連合会に伝送することにより、適切な介護サービスの提供ができるように支援する。	千葉県国民健康保険団体連合会が、市からの委託を受けて居宅介護サービス事業所・介護保険施設・居宅介護支援事業所等の請求・支払の窓口となって、介護給付費等の審査・支払を実施し、市に対し介護給付費等が請求されている。市としては、毎月の認定情報、異動情報を提供し、事業所への請求返戻が起きないようにし、遅滞なく納入することにより適切な介護サービス提供につながるよう努めている。
				介護サービスや医療サービスに対する利用者負担の合計額が限度額を超過した分について、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費として支給することにより、負担を軽減しサービス利用の低下を防止する。	・介護サービス利用者に対し、自己負担上限を超えた額について支給する。低所得者には、低い上限額を設定して利用額を現金返還という形で支援する。生活保護・老齢福祉年金受給者、課税年金収入額80万円以下の方15,000円、世帯非課税者24,600円、一般44,400円。一ヶ月の高額介護サービス費利用者限度額（世帯に1名以上の利用者がいる場合には、世帯合算として計算する。）□ ・介護保険の負担割合1割負担の被保険者のみ、8月から翌年7月の12カ月間の限度額を446,400円として、高額介護サービス費を支給する。（年次処理分）□ ・8月から翌年7月の12カ月間の介護・医療サービスの自己負担額が所得や年齢などに応じた限度額を超えた場合、超えた額を支給する。
				住環境を整備することにより、自立した在宅生活を送れるよう助成する。	<住宅改修費> 居宅で要支援又は要介護と認定された被保険者が現に居住する住宅について被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認める場合に限り、次の住宅改修を行った場合保険の給付対象となる。（施設入所者、病院入院者は対象外）①手すりの取付②段差の解消③滑りの防止及び移動の円滑化等の為の床又は通路面の材料の変更④引き戸等への扉の取替え⑤洋式便器等への便器の取替え⑥その他その改修に付帯して必要な住宅改修。支給限度額は、20万円。原則1回限り。支給は、償還払い・受領委任払い□ <福祉用具購入費> 居宅で要支援又は要介護と認定されている被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り、次の福祉用具を購入した場合保険の給付対象となる。①腰掛便座②特殊尿器③入浴補助用具④簡易浴槽⑤移動用リフトのつり具の部分。支給限度額は、10万円。年度単位。支給は、償還払い・受領委任払い
介護サービスを必要とする方に、地域に密着した質の高いサービスが提供されるよう、事業者の厳正な指定管理を行い、適切なサービスが提供されるよう指導・監督を行っていく。	県よりの権限移譲により、地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の指定・指導・監査事務を市が行う。□ <指定・指導・監査を行うサービスの種類>□ ・地域密着型サービス①小規模多機能型居宅介護②夜間対応型訪問介護③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護④地域密着型特定施設入居者生活介護⑤認知症対応型共同生活介護⑥認知症対応型通所介護⑦介護予防認知症対応型通所介護⑧介護予防小規模多機能型居宅介護⑨介護予防認知症対応型共同生活介護⑩地域密着型通所介護⑪定期巡回・随時対応型訪問介護看護□ ・□ 居宅介護支援事業所				
介護サービスを適切に運営していくために必要な財源確保のため、介護保険料の適切な賦課を行い、保険料の収納率向上を図る。	<賦課> 住民税情報の所得を取り込み、保険料段階設定を適切に行う。転入の場合は前住所地に照会をし所得を把握のうえ賦課を行う。普通徴収者には口座振替の推進を図る。□ <収納> 特別徴収は年金天引きのため収納率は100%だが、普通徴収は窓口納付と口座振替による個別納付であるため未収金が生じる。口座振替の推進、督促・催告書の発送、電話催告を実施し収納率のアップを図る。さらに、コンビニ収納により、利便性の高い収納環境を整備して安定的に運用していく。また、債権回収室の協力を得て滞納整理を進めています。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-5 生活支援の 推進	社会保障制度の適正な運 営 (3/4ページ)			高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢期における適切な医療の確保を図る。	千葉県後期高齢者医療広域連合の共通事務経費を負担する。□ 後期高齢者医療給付に係る応分の費用を負担する。
				高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢期における適切な医療の確保を図る。	後期高齢者医療業務を円滑に実施するため、毎開庁日に、千葉県後期高齢者医療広域連合と市町村システムとの被保険者情報のデータ連携を行う。□ 資格業務・被保険者証の交付・障害認定申請や被扶養者の受付□ 給付業務・療養費、葬祭費等給付申請の確認及び発送□ 徴収業務・保険料決定通知発送・仮徴収事前通知発送・仮徴収額決定通知書発送・収納消込み・口座振替開始通知発送・口座振替不能通知発送・社会保険料控除証明書（納付確認書）送付・督促、催告書発送・分納相談□
				国民健康保険の窓口業務に加え後期高齢者の窓口業務を委託したことにより、受付業務を一本化し、事務事業全般に係る業務の効率性を図るとともに市民サービスの向上を図る。	後期高齢者医療制度に係る基本的な次の事務を民間事業者に委託する。□ (平成27年10月から各種入力業務を委託し、平成28年1月から窓口業務を委託する) □ ①後期高齢者医療の資格の得喪に関する事務□ ②後期高齢者医療被保険者証の交付に関する事務□ ③後期高齢者医療の給付に係る各種申請の受理及び入力に関する事務□ ④後期高齢者医療保険料の各種申請の受理及び入力に関する事務□ ⑤後期高齢者医療保険料の賦課説明に関する事務□ ⑥後期高齢者医療保険料の窓口収納に関する事務□
				国保加入者に国保税の計算方法及び納付方法を周知し、国保税の重要性の理解を得ることで、口座振替利用者数や収納率向上に結びつける。	①窓口説明（加入・脱退手続き時に国保税の計算、納付方法等の説明）□ ②納税通知書の送付時に説明チラシ同封（計算、納付方法等の説明チラシを同封）□ ③ホームページ・広報等による周知（国保の現状、計算方法、減免、納税相談等を情報を掲載）□ ④国保月間の周知（11月は、ちば国保月間としてポスター等を掲示）□ ⑤公的年金からの特別徴収導入に伴う保険税の賦課・徴収制度の周知
				口座振替の推進を一層図るとともに、窓口での収納及び納付相談、滞納処分等を実施することにより、県が見込む納付金の確保に努める。	①国保税の収納を行う。□ ②領収済通知の消し込み作業を行う。□ ③口座振替の登録及び口座振替不能通知の送付を行う。□ ④社会保険料控除証明書（納付確認書）の送付を行う。□ ⑤過誤納金還付処理を行う。□ ⑥特別徴収における特別対策申出書の受付と処理を行う。□
				国民健康保険の健全な運営と被保険者間の公平性を保つため、滞納となった国民健康保険税を徴収する。	窓口における納付相談や分納相談、滞納整理等を日常行い保険税を徴収する。また、納付に応じない悪質な滞納者に対しては、差押え等の滞納整理を執行する。また、収税課と協議を行い必要があれば収税課の債権回収室へ移管する。□ 督促状年11回、納付書付催告書年2回発送し納付を促す。
				国保加入者の資格を確認し、賦課の根拠となる所得等を適切に把握し適正に課税し、納付金の確保に努める。特に転入者や未申告者の所得調べを適正に行う。	①所得確認（転入者の前住所地へ所得照会、未申告者へ申告書の送付）□ ②納税通知書の送付（普通徴収：1年間の保険税を年10回で納付、特別徴収：年6回で納付）□ ③居所不明者の調査（郵送戻り等の現地調査の実施）□ ④国保税の減免（旧被扶養者減免及び徴収猶予、納期限の延長等でも納税が困難）□ ⑤税率改正の是非の検討（国保会計の収支状況を適切に把握し検討）□ ⑥課税資格、賦課更正の処理□ ⑦基盤安定負担金等の申請や実態調査等の報告□ ⑧資格入力
国保運営協議会は、国保事業の運営にあたり、それぞれの立場の利害を調整し、国保に関する重要事項を審議し国保運営が円滑に行われるよう市町村長の諮問機関として設置運営されている 国民健康保険をいかに運用するかを被保険者とその関係者の代表の参画を得て審議し反映させていく。	運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員、被用者保険等保険者を代表する委員で組織され、国保の①一部負担金の負担割合②保険料（税）の賦課方法及び税率③保険給付の種類及び内容変更④保険事業の実施⑤国保診療施設の設置に関することなどのほか事業の基本となる事項及び保険財政に重大な影響を及ぼす事項について、市長の諮問に応じて審議する。□ また市長の諮問に応じるほか自ら進んで意見を述べることもできる。国保に関する重要事項を議会等に諮るまえに、関係者、専門家による意見交換や調査を踏まえて市長への具申等を行うものである。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-5 生活支援の 推進	社会保障制度の適正な運 営 (4/4ページ)			窓口業務を接遇等ノウハウのある民間事業者に委託し、事務事業全般に係る業務の効率化を図るとともに、市民サービスの向上を図る。□	国民健康保険に係る基本的な次の事務（処分に係る部分を除く。）を民間事業者に委託する。□ 《平成24年10月から導入準備（委託社員研修）平成25年1月実施》□ ①国民給健康保険の資格の得喪に関する事務②国民健康保険保険証の交付に関する事務③国民健康保険の給付に係る各種申請の受理に関する事務④国民健康保険税の賦課説明に関する事務⑤国民健康保険税の窓口収納に関する事務□ 《平成27年4月から一部内部事務を追加》□ ①療養費支給申請書の入力に関する事務②はり・灸・マッサージ施設利用券の入力に関する事務③葬祭費支給申請書の入力に関する事務④高齢受給者証の封入・封緘（例月）に関する事務□ 《平成27年12月から国民健康保険の窓口業務と後期高齢者医療制度の窓口業務を一体化》□ 《平成30年4月からプロポーザル方式による事業者選定を実施》
				円滑な保険給付の利用に供する。	①新規加入等による被保険者証の随時交付（一斉更新は令和2年度、令和4年度）□ 8月に一斉更新、他随時毎月更新□ ②高齢者受給者証の更新（平成30年度より被保険者証と一体化）□ ③退職者被保険者証切替交付□
				国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。□ また、平成30年度以降は県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等により制度の安定化を図ることとなった。	①病気やケガをした時の療養の給付、入院時食事療養費、訪問看護療養費、移送費、療養費、高額療養費等の支給を行う、出産したときの出産育児一時金の支給を行う、死亡したときの葬祭費の支給を行う。□ ②電算処理を国保連合会への全部委託とともに、高額療養費支給システムを導入し、事務の効率化を図る。□ ③保険給付費・国民健康保険事業納付金・共同事業事務費拠出金の円滑な支払業務を行う。□ ④国民健康保険財政調整基金の円滑な運用。□ ⑤国保制度の広域化に伴い、複雑化する高額療養費の支給に係る多数回該当の適用について、被保険者の県内異動による世帯の継続性が求められるため、資格担当と連携し適正な運用を図る。□ ⑥新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当該感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われたため、労務に服することができない被用者に対して傷病手当金を支給する。
市民からの国民年金に係る届出等を受理し、日本年金機構へ適正な報告を行い、併せて加入の促進及び納付率の向上に努める。	①国民年金被保険者から提出された届書、申請書、申出書又は請求書の記載事項及び添付書類に不備がある場合は、適宜その不備の補正を求め、補正されたものを受理する。□ ②日本年金機構への適正な報告を行う。□ ③国民年金制度の周知に努め、納付率の向上をはかる。□				
生活・福祉に関する総合的な相談・支援の実施 (1/2ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない			生活一時貸付金の貸付者から未償還金を回収する。	・生活一時資金の貸付金未償還者に督促等を行い、生活一時資金の償還を促す。
				「分野にとらわれない相談支援体制」を整備する。具体的には、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、子どもの学習支援、一時生活支援事業等を実施し、包括的な相談支援と、誰もが差別や排除を受けることなく、社会の一員として参加し活躍できる包摂的な社会づくりを目指していく。	【必須事業】□ ①自立相談支援事業：対象を限定しない包括的な相談支援を実施する。千葉県弁護士会と協力し、生活困窮者に対する法律相談を行う。□ ②住居確保給付金：住居を喪失する恐れのある生活困窮者等に対し、一定期間家賃相当額を支給する。□ 【任意事業】□ ③一時生活支援事業：住宅を喪失してしまった人に対し、住居と食事を提供する。市直営で実施する借上げアパート2部屋を確保する。
				生活・福祉に関する相談を包括的に受け付け、分野にとらわれることのない「断らない相談支援」の体制を構築する。庁内関係課や民間のサービス提供機関、市民団体等と連携し、相談者の抱える問題や悩みを早期に発見し解決・軽減するためのソーシャルワークを行う。	生活・福祉に関する総合相談窓口として常設されている。相談内容で多くを占めるのは生活に困窮した方からの相談で、生活保護担当と密に連携しながら解決にあたっている。□ 経済的な相談のみならず、複合的な課題を抱える相談者に対しては、高齢者や障害者、子どもの担当部署等と連携したチーム支援を展開するとともに、直接、福祉サービスに結びつかない相談についても相談者とともに問題を整理し、一緒に考え、相談者自身が解決する力を高められるような相談支援にあたっている。面談室での相談だけでなく、窓口に来ることができない相談者には、電話相談だけでなく、自宅や医療機関、福祉施設等へ訪問するなどのアウトリーチ支援や関係機関等への同行支援等、職員が直接相談に応じている。□

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
2-5 生活支援の 推進	生活・福祉に関する総合 的な相談・支援の実施 (2/2ページ)			市民の保健福祉サービスに関する苦情を公平な立場で迅速に処理することにより、市民の権利及び利益を擁護し、保健福祉行政に対する市民の信頼を深めるとともに、保健福祉サービスの向上を図る。	社会福祉法第82条に基づき制定された「我孫子市保健福祉サービス調整委員設置条例」及び「我孫子市保健福祉サービス苦情解決責任者等設置要綱」により実施するものである。□ 保健福祉サービス利用での苦情を解決する第1段階では、利用者との話し合いの仕組みとして、各担当課・施設に苦情解決責任者、苦情解決担当者、苦情受付担当者を配置し、円滑・円満に図れるよう利用者の立場に立って対応する。□ 次に第三者として公平な立場で苦情を聞く保健福祉サービス調整委員による調整を希望する場合には、保健福祉サービス調整委員により市の担当課や施設への調査、調整を行い、改善が必要な場合には担当課に意見を申し入れするなど利用者の苦情解決に努める。
				生活保護法に基づき生活に困窮している人に対し必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。また、働くことができる人に対しては、就職活動の支援を行う。	・生活に困窮している市民あるいは市内に現在地を有する人から相談を受け付け、保護の申請に基づき、生活の状況、収入、扶養義務者の状況、稼働能力等を把握し、他法施策を検討の上、保護の可否を決定し、必要な援助を金銭もしくは現物により給付する。併せて被保護世帯の問題を整理した上で援助方針を立て、自立に向けたケースワークを行っている。□ ・松戸公共職業安定所との協定に基づく就労支援を強化していく。（生活保護受給者等自立促進事業）個々の能力や特性、ニーズに合わせた就労支援を行うことを目指し、就労支援プログラムを継続して実施する。
				憲法第25条に規定する理念を具体化するため、生活保護法に基づき、困窮する市民あるいは市内に現在地を有する人が、その困窮の程度に応じて必要な保護を受け、健康で文化的な最低限度の生活を保障されるとともに、その自立を助長します。	・生活保護法で定める要件を満たす生活に困窮する世帯に対し、生活保護費（生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、保護施設事務費、就労自立給付金、進学準備給付金、日常生活支援委託事務費）を支給する。□ ・保護の方法として、金銭支給のほか物品の給付、役務の提供等を行う。□ ・稼働能力のある被保護者に対し、就労支援員による就労支援を行い、自立の助長を図る。□ ・健康状態不明者に対する病状把握と重症化予防のため、検診を促すなど、健康管理支援を行う。□ □
				中国残留邦人等と、長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれている特別の事情に鑑み、中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を行います	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、中国残留邦人等に対しその困窮の程度に応じた法の定める保護基準に満たない部分を金銭または現物により支給する。□ (支援給付費の種類) 生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭・保護施設事務費□ □ 医療扶助業務におけるレセプトのデータ化により、医療費統計の作成、分析を行いレセプト点検も画面上で行う。
				災害（災害救助法が適用される災害を除く）により死亡した市民並びに災害を受けた市民及び法人に対し市として支援することにより福祉の向上に資することを目的とする。	・市内で災害（災害救助法が適用される災害を除く）により被災した市民及び法人に対し災害見舞金を支給する。□ ・市内で災害（災害救助法が適用される災害を除く）により自ら居住する住宅を失った市民のうち、宿泊する場所を確保できない被災者に対して応急的に宿泊所の提供をする。□
3-1 妊娠・出産・子育てへの切れ 目ない支援	子育てしやすい環境づくり (1/2ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		地域で育児援助を行う仕組みを市が備えることで、子どもを持つ人が安心して子育てできる環境を整備する。	ファミリーサポートセンターは、子育てを手助けしてほしい者（利用会員）と子育てを手助けしたい者（提供会員）の仲介役となって、会員の育児互助活動が円滑に行われるよう調整し、支援する。□ 平成25年度から提案型公共サービス民営化制度で採用された事業者に運営を委託し、「利用会員の子どもの年齢を18歳までに拡大」「近隣市町からの会員受け入れ」「障害児の援助活動の受け入れ」「病児病後児の援助活動」「厚生労働省が推奨する9項目24時間以上を満たす提供会員向け講習会の開催」にも取り組み、より利用しやすく安全に活動できる環境の整備を行った。平成27年度にプロポーザルを実施し平成28年度から30年度の3年間に限りに同事業者へ委託。平成30年度に2度目のプロポーザルを実施。平成31年度から33年度までの3年間新たな事業者へ委託する。令和3年度に3度目のプロポーザルを実施予定。（令和4年度から令和6年度までの3年間の委託事業者を選定する。）
				多様化する社会環境の中で一時的な保育を必要とする児童への保育を確保すると共に、保護者の精神的、肉体的負担を軽減し、健全な子育て環境を維持する。	一時預かり事業とは、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより一時的に家庭での保育が困難になる場合、また育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため保育所、幼稚園、認定こども園等において、児童を一時的に預かる事業である。実施方法として、一般型、幼稚園型等がある。□ 一般型とは、保護者の就労や傷病、出産、冠婚葬祭、私的理由等により一時的に家庭保育が困難となる児童を預かり保育する制度である。□ 幼稚園型とは、一時的に家庭保育が困難となる認定こども園等に在籍する満3歳児以上の幼児(教育標準時間認定1号認定の子ども)を、教育時間の前後又は長期休園期間中に一時的に預かる制度である。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
3-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	子育てしやすい環境づくり (2/2ページ)			市内の企業（事業者）とともに、地域の子育て中の家庭が外出しやすい環境づくりやサポートを受けられる環境づくりを推進する。	授乳とおむつ替えができる場所「あかちゃんステーション」を市内の協力店や公共施設に設置し、外出しやすい環境づくりを推進する。平成26年7月から市内4箇所の子育て支援施設でおむつの販売を開始した。□ また、千葉県事業である子育て家庭の優待カード「子育て応援！チーバス事業」の協賛店舗（チーバスの店）を増やし、市内事業者と連携した子育て支援を推進する。
				子育てサポーター及び子育て支援員を養成し、地域の子育て力の向上を目指す。また、その活動を支援することで、地域に根差した子育て支援活動を促進させるとともに、子育て家庭が安心して子育てできる環境をつくる。	子育てサポーター養成講座等を開講し、市認定子育てサポーターを養成する。また、子育てサポーターやボランティアの活動の場を積極的に設定し、地域の子育て力の向上を目指す。□ 子育てサポーターが地域の子育て中の家庭を訪問し、子育て支援施設の情報紙等の配付および相談に応じる活動や、サポーターが立ち上げた団体と共催で短時間託児や、ハイハイまでの子を持つ保護者の交流会等を行うことで、安心して子育てできる環境づくりを推進する。□
				・地域での子育て支援サービス実施機関と連携を図り、乳幼児を子育て中の親の育児不安や孤立化を防ぎ、子育てに喜びや楽しみを感じられるよう、育児相談及び情報提供を行うとともに、必要に応じ援助・斡旋を行う。□	保育課、子育て支援センターに子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び、必要に応じ相談、助言を行うと共に関係機関との連絡招請を実施する。□ また、地域の子育て支援者と連携、調整を図る。
				子どもが安全に遊べる場を設け、親同士及び子ども同士の交流を図る。	市内の就学前の子どもと保護者を対象とした施設を設置。施設には子育て支援施設指導員を配置して、遊びのサポートや子育て講座などを実施する。利用者支援専門員や、保育課心理相談員と連携し子育て相談や、子育て情報の提供を行っている。□ 親子が安心して安全に遊べる場を提供するとともに、親同士が子育てについての情報交換が出来るよう配慮し、子育ての楽しさを味わえるようにしている。また、家族全体で育児を楽しめるような講座を実施し、父親の育児参加を促していく。□ 公園や公共施設に施設の相談員等が出向き、子どもや親同士の交流を支援する出前保育を実施する。□
3-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	市民ニーズに対応した保育・幼児教育の提供 (1/3ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		公立保育園において、在宅で子育てしている親が実施事業を通じて集団での遊びの提供を受けたり、育児相談等を利用して子育てに関する不安を解消することができる、子育てに適した地域環境づくりを推進する。	家庭で子育てしている親子を対象に、公立保育園3園の保育士が、公共施設に出向く「けやキッズ」は、体操やリズム遊びのほか、正月遊びや雛人形の製作など季節に応じた遊びを通して親子の交流を深め、子育て相談にも応じている。また、公立保育園3園の園庭を定期的に開放する（園庭開放「ひだまりっこ」）。湖北台保育園では毎週水曜日、寿保育園では毎週水・金曜日、つくし野保育園では毎週月・水に実施する（8月を除く・雨天中止）。時間は、午前9時30分から11時30分まで。利用したい親子は自由に遊んだり集会などに参加し集団遊びを体験できる。園児や親同志の交流を図るとともに必要に応じて育児相談を受けられる。平成28年度5月より市内在住の就学前児童とその保護者や出産を控えている方を対象に「マイ保育園ひろば」事業を開始。地域の子育て支援の充実を目的に各園午前10時から11時まで、年13回実施。登録制で登録・参加費は無料。
				児童を放射線から守るため、保育園・幼稚園における放射線量の低減化を図る。	保育園及び幼稚園において実施している空間放射線量の測定の結果、市が定めた放射線量低減策を実施するための基準（空間線量0.23マイクロシーベルト/時）を超える場合に、園庭表土の削り取り、砂場の砂の入れ替え、建物の洗浄等放射線量低減化対策を実施する。さらに、保育園が提供する給食の安全を確保または確認するため、食材検査を実施する。
				多様化する社会環境の中で休日も保育を必要とする児童への保育を確保するとともに、健全な子育て環境を維持する。	就労の多様化などを背景に、日曜・祝日に「保育を必要とする児童」の保育需要に対応する。□ 平成18年10月より、私立恵愛保育園において定員30人程度で開設。□ 平成21年度末で、利用者が少ないことから、恵愛保育園での休日保育事業を廃止する。□ 平成22年度から、ファミリーサポートセンター事業を活用して、休日保育事業を委託事業として実施している。□ 平成27年度から、小学生の休日保育事業を開始。□ 休日保育を頻繁に利用する人がいる年とない年で延べ利用人数が増減してしまうため、平成30年度から指標を変更した。
				子どもが健やかに育つ質の高い保育環境の整備と待機児童ゼロの維持を実施する。	老朽化が進む湖北台保育園園舎及びわくわく広場の建物を当広場の敷地内に園舎と広場の複合施設として整備を実施する。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
3-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	市民ニーズに対応した保育・幼児教育の提供 (2/3ページ)			産後休業明けや育児休業明け等に伴う年度途中の需要に対応するために、乳幼児受入れのための条件整備を図り、保育を必要とする乳幼児の福祉の向上を図ることを目的とする。	産休育休取得者が円滑に職場復帰ができるよう出生前から入園申込を受け、計画的に乳幼児が入園できるよう保育園と調整する。入園前に乳幼児の負担を軽減するための慣らし保育を実施する。私立保育園については、本事業の安定した運営のため補助金を交付する。□ ○ 産後休業明け保育□ ・公立：寿、湖北台 私立：恵愛こども園、慈紡、聖華みどり、つばめ□ ○ 育児休業明け保育□ ・公立：市内全保育園 ・私立：恵愛こども園、慈紡、柏鳳、天王台双葉、川村学園女子大学附属、禮和、あびこ菜の花、聖華みどり、東あびこ聖華、布佐宝、根戸、つばめ、湖北、双葉
				児童福祉法に規定する、保育を必要とする児童の保育を実施し、保育所保育指針に基づき児童の健全な育成を行う。	市立保育園（つくし野・寿・湖北台）において保育を実施する。□ 入園児童にかかる保育業務（入園事務、保育料の決定・徴収、保育園の管理・運営・指導・保育・栄養・保健指導、一時的保育等）を行う。□ 臨時職員や人材派遣を活用し保育を実施する。□ 臨床心理士による気になる子の早期発見、保護者に対する相談対応等を行う。
				市内の私立保育園等及び所管区域外の保育園等での児童の保育の実施に係る最低基準を維持する費用について、国の定める保育単価にもとづき給付費（委託料）を支払う。	児童福祉法第24条の規定により、市内の私立保育園・認定こども園、市内の小規模保育事業所及び市外の私立保育園、地域型保育事業者等に児童の保育を委託する。□ 私立保育園については、児童の保育に要する費用について、国が定める児童一人当たりの単価（公定価格）に基づき委託料を支払う。また、保育を提供する私立保育園と市との間で委託契約を締結する。□ 認定こども園及び地域型保育事業を実施する事業者に対しては、それぞれ施設型給付費及び地域型保育給付費を支給する。
				市内の私立保育園事業の健全な運営を図るため児童福祉法第35条第4項の規定により千葉県知事の認可を受け設置された保育施設や小規模保育事業に対して補助金を交付する。	○ 運営費等の補助金□ 私立保育園・認定こども園(千葉県知事の認可を得て設置されている児童福祉法第39条第1項に規定する保育施設)や小規模保育事業(市の認可を得て実施される事業)における通常保育事業及び延長保育事業等の事業の健全な運営を維持するとともに待機児童ゼロを継続するため、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱に基づき補助する。□ ○ 実費徴収補足給付事業補助金 □ 認定こども園や保育園等を利用している生活保護世帯等を対象として、教育・保育において使用する日用品、文房具等に要する費用又は園の行事への参加に要する費用について、その全部又は一部を補助する。□ ○新型コロナウイルス感染症対策事業を実施する。
				平成27年度からスタートした子ども・子育て新制度に対応するため、市民ニーズ調査の結果を踏まえ、就労意向の潜在ニーズを含めた需要量に対する保育園及び小規模保育事業整備等を実施し、今後も待機児童ゼロを堅持する。	保育所等整備交付金等及び私立保育園等施設整備費補助金を活用し、施設整備への補助金を交付する。
				私立幼稚園の運営支援として各種補助金を交付する。	1. 私立幼稚園等補助金は、幼児教育の振興及び充実に資するため、学校教育法に基づき学校法人が設置した市内の私立幼稚園及び我孫子市私立幼稚園協会に対し、心身障害児指導費補助、預かり保育補助、施設修繕費補助、協会運営費補助等を交付する。□ 2. 施設型給付費は、子育て支援法第27条の規定により、特定教育・保育施設である学校法人が設置する認定こども園や幼稚園に対し施設型給付費を支給する。□ 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金は、学校法人が設置する特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園事業者）における通常保育事業、障害児保育事業、延長保育事業等の健全な運営を図るため、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。
保育を必要とする障害児及び統合保育対象児童の受入れによって、障害児と健常児のふれあいを通じて心身の発達を図る。	心身に障害を有する児童で、保育を必要とする場合は、療育専門委員会を開き障害児の状態などを話し合い入園の可否を判定する。集団保育が可能と判断された児童は、児童の状態と保護者の意向を取り入れ、保育園での保育を実施する。また、統合保育として、心身に障害を有する児童で、就学前の集団保育を経験することが望ましい児童についても保育園での保育を実施する。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
3-1 妊娠・出 産・子育てへの切れ 目ない支援	市民ニーズに対応した保 育・幼児教育の提供 （3/3ページ）			子育てと就労の両立を図るため、急性期は過ぎたが病氣回復期に至らないまたは病氣回復期の子どもを預かる施設を必要としている市民が、安心して子育てできる環境を整備する。	「病児対応型」「病後児対応型」病氣回復期に至らない、または病氣回復期の児童が集団保育できない状態あり、保護者の勤務の都合等により家庭における保育が困難な状況にある時、保護者に代わって一時的に保育を実施する。平成13年度2月から「医療法人社団創造会」に委託（平和台病院併設こどもデイルームみらい）平成20年度国の要綱改正により対象児童を小学校3年生まで拡大。平成24年度11月から（開設は12月から）「医療法人社団蛭水会」に委託（名戸ヶ谷あびこ病院内たんぼぼルーム） 平成25年度10月からファミリーサポートセンター事業において病児・病後児の援助活動を開始したため、送迎サービス等を連携させながら実施。平成28年度から国の要綱改正により対象児童を小学校6年生までに拡大。 □ 「体調不良児対応型」児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において安心かつ安全な体制を確保することで、緊急的な対応及び保健的な対応等を図る。平成30年度から公立3園で実施。
				私立幼稚園等に在籍する園児の保護者の経済的な負担を軽減するとともに、就労支援などの多様なニーズに応えていくための施策のひとつとして、各種補助金を交付する。	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者の負担を軽減するため、各種補助金を交付する。 □ 1. 施設等利用費は、子ども・子育て支援法第30条の11の規定により、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園や認定こども園等において教育又は保育を受けたとき、給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用について給付するものである。 □ 2. 特定教育・保育施設実費徴収に係る補足給付支給事業（幼稚園型認定こども園分）及び副食費実費徴収に係る補足給付支給事業は、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において支払うべき実費徴収に係る費用を保護者に対して支給するものである。 □ ・支給対象費用（1）教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用 □ （2）施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用
	妊娠・出産・子育てへの支援 （1/4ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		保護者の疾病、事故、育児疲れなどの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを児童養護施設において一時的に預かり、必要な保護を行うことにより、子ども虐待の防止をはじめとする子ども及び子育て家庭の福祉の向上を図ります。	我孫子市が近隣5市（松戸市・柏市・流山市・鎌ヶ谷市・野田市）と共に児童養護施設「晴香園」に委託し、児童の短期入所事業を行なう。対象児童：満1歳～18歳未満の児童 利用期間：1回あたりの利用期間は原則7日間以内 □ 方法：一時的に家庭での養育が困難になった場合、子どもを児童養護施設にて預かり、必要な保護を行う。利用者負担：子どもの年齢、市民税の課税区分による、子ども1人当たり1泊0～5,500円、日帰り0円～1,400円、夜間1回0円～800円。 □ 市の役割：委託料を支払い短期入所用の居室を確保する。市が申請窓口となり保護者からの申請を受け、利用の決定を行なう。利用者負担の徴収を行なう。 □ 根拠法：子ども・子育て支援法
			子どもに関するあらゆる相談窓口として、虐待、育児、不登校、非行、いじめ、健康、障害、教育など多種多様な相談に対応し、子育てに関する不安を解消する。	・子どもに関するあらゆる相談を来所及び電話等で対応。相談内容により、総合窓口として適切な専門機関の紹介、継続的な助言・指導が必要と判断した場合には訪問等を行い、継続的な支援につなげる。 □ （相談体制） □ 担当職員5名によるケースワーク □ 子ども相談員（4名の日替わり勤務）による助言・指導・訪問 □ 心理相談員（1名）による心理的視点からの支援 □ 地区別、班編成によるチームによる対応 □ ・養育支援が特に必要であると判断した家庭に子ども相談員等が訪問し、養育に関する指導・助言を行う。	
			歩行や言語などの身体・精神発達状況が把握されやすい1歳6か月期に、総合的な健康診査による疾病や発達遅滞の早期発見、及び健康生活に関わる保健指導の実施により、幼児の健やかな成長を図ることができる。	1歳6か月児を対象に年14回実施。対象者には実施予定の前の月に問診票を郵送している。該当月に受診がなかった場合は電話や訪問等を実施し、2歳までの受診を促している。 □ （母子保健法第12条に基づく法定事業） □ 「内容」・身長、体重、頭囲、胸囲、肥満度の測定 ・小児科診察 ・歯科健康診査 □ ・歯みがき指導 ・育児相談 □ ※必要に応じて：栄養相談・心理相談□ ※新型コロナウイルス感染症流行のため、口腔内に歯ブラシを入れての歯磨き指導は希望者のみとしている。	
			乳歯列の完成する時期に口腔疾患を発見し、適切な口腔保健指導を行うことでむし歯予防を図る。	2歳8か月児を対象に、歯科医師による歯科健康診査、歯科衛生士による個別歯みがき指導を行うとともに、希望者には栄養士による栄養指導や保健師による育児相談・歯科衛生士によるフッ化物塗布を行い、むし歯予防を含めた口腔衛生の啓発を図る。	

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
3-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	妊娠・出産・子育てへの支援 (3/4ページ)			保護者が安心して子育てすることによって、子どもが健やかに育つよう、産後の体調不良等で家庭における育児や家事ができない産婦を支援する。	産後7ヶ月の申請があった者に対して、産後2か月未満の期間産後ケア実施施設への宿泊や通所による休養の機会や不安解消の支援、ママヘルパーを派遣して家事や育児等の支援を行う。□ 対象者：家事や育児等を手伝う人がいない産後2か月未満の産婦と赤ちゃん□ サービスの内容：・授乳、沐浴等育児に関する事・掃除、調理等家事に関する事・育児等の相談に関する事□ 政策：①心身のケアや休養を要する産婦に対し、医療機関等に宿泊または通所による、母体ケアや乳児ケア等を実施する。利用期間：宿泊7日間以内、通所7回以内 自己負担額：（宿泊）3,000円/日、（通所）1,900円/回等②産婦健康診査2回分（2週間後・1か月後）の費用を助成し、健診の結果から支援が必要な母子を産後ケア事業に繋げる。
				保護者が安心して育児をすることができ、子どもが心身ともに健やかに発達することができるよう、子どもの発達や子育てをめぐる問題に関する心理発達相談を行う。	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、育児相談や保健師の訪問指導及び電話相談等において、発達、育児環境や親子関係など心理相談員の専門的なアドバイス等が必要と思われる場合、心理相談員による個別面接を実施し、運動面、言語面、情緒面、行動面、社会性、親子関係の問題等、心身の発達の支援や育児支援の助言を行う。
				母体の変化や児の成長が著しい妊娠期・乳児期に、専門職による保健指導を行うことによって、異常の早期発見や健康管理、育児不安の軽減・解消を行うことができ、安全な出産と乳児の健やかな成長を送ることができる。	妊娠届出書等により把握した初妊婦や妊娠・出産に支障を及ぼす疾病の疑いのある妊婦、出生通知書等により把握した新生児・乳児及び産婦に、保健師及び訪問指導員が訪問し、妊娠、出産又は育児に関して個別で相談に応じ、必要なアドバイスや助言を行う。□ ※母子保健法第11条新生児訪問指導、第17条妊産婦の訪問指導、第18条低体重児の届出及び第19条未熟児の訪問指導に基づく。また、児童福祉法第6条の3第4項に基づく生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業を同時に実施。
				医療保険の対象外で高額な治療費を要する特定不妊治療の費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。	千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成16年12月1日児第934号）による助成の決定を受けている者に対し、1回の治療につき50,000円を上限に助成する。県要綱改正により男性不妊治療費の助成が拡大されたため、令和2年度から男性不妊治療費についても、助成を実施。
				母体の変化や児の成長が著しい妊娠期・乳児期に定期的な健康診査によって、異常の早期発見や健康管理を行うことができ、安全な出産と乳児の健やかな成長を送ることができる。	妊娠期・乳児期の健康管理に必要な定期健康診査のうち、一部を市の妊婦・乳児健康診査として健診費用を助成し、受診率の向上を図る。□ 実施場所：県内医療機関及び県外委託医療機関（一部）□ 期間・回数：妊娠期14回、乳児期2回（3～6か月、9～11か月）□ 方法：母子健康手帳発行時に別冊Iとして受診券交付、受診券記載の健診項目について、市の費用負担とする。市と契約できない県外医療機関で受診した場合の健診費用を償還払い制度により助成する。□ （母子保健法第13条に基づく法定事業）□ 政策：新生児聴覚検査 令和3年4月1日以後に生まれた出生児で、生後50日以内に実施した検査を対象に令和3年度から実施予定。□
				妊娠中はホルモンバランスの変化により、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。特に歯周病は早産や低出生体重児出産に深く関わりがあるため、妊婦への歯科健診を行うとともに、歯周病と全身疾患の関わりに関する知識の普及を図ります。	年度内に、我孫子市の妊婦に、現在歯の状況、歯肉の状況、口腔清掃状況の状態の検査を行う。□ 通年、（一社）我孫子市歯科医師会に委託し、契約医療機関で実施する。□
				母体の変化や児の成長が著しい妊娠・出産・育児期に、母子健康手帳を活用した母子の一貫した健康管理により、安全な出産と乳児の健やかな成長を送ることができる。	対象者：市内在住の妊婦 □ 実施場所：保健センター・市民課窓口・各行政サービスセンター □ 回数：妊娠の届出時随時交付□ 内容：母子健康手帳、妊婦・乳児健康診査受診票等の交付、市の母子保健サービス等の周知□ ※転入者へ、妊婦・乳児健康診査受診票（転入者用）の交付□ ※市内在住の外国人または海外への転出者対象へ、外国語版母子健康手帳の交付□ ※多胎児出産予定者へ、ふたごの育児テキストの交付□ （母子保健法第15条妊娠の届出第16条母子健康手帳の交付に基づく法定事業）

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
3-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	妊娠・出産・子育てへの支援 (4/4ページ)			<p>離乳期において、保護者が適切な離乳食の実践方法を学ぶことを通して、乳児の健やかな発育・発達を助けるとともに、家族の食生活を見直すきっかけを作り、生涯において健康的な食生活を送るための知識を提供する。</p>	<p>①成長段階に応じた離乳食の進め方に関する講話□ ②大人の食事を利用した離乳食の調理方法及び試食 □ ③保護者・家族向けの食事を通じた健康教育□ ④咀嚼に関する講話□ □ ※新型コロナウイルス感染症対策のため、試食は中止中。□</p>
				<p>小児の任意予防接種を受けた児の保護者に対し、予防接種に要する費用の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、発病予防・重症化予防、及び集団感染の予防を図ることを目的とする。</p>	<p><小児インフルエンザ> 対象者：生後6か月～小学6年生、助成額：1,500円/回年度内一人2回まで。接種場所：市内契約医療機関等 時期：9月市内保育園、小学校、医療機関へ予診票を配布し、市内幼稚園へはちらしを配布。10月～翌年1月31日※契約医療機関外での接種は助成金交付。□ 【政策】 <小児等任意予防接種費用助成金> 骨髄移植等の影響により、定期予防接種で獲得した免疫が低下・消失した乳幼児等が、医師の判断に基づき予防接種を再接種した際にかかる費用を助成する。</p>
				<p>・感染症から子どもの健康を守るため、乳幼児・小中学生に国が定める定期の予防接種を受けることによって、感染症の発病予防・重症化防止・集団感染の予防を図ることができる。□ □</p>	<p>【定期予防接種】対象者：乳幼児は出生者・転入者に「予防接種ノート」として毎月、日本脳炎2期・DT2期、MR2期は3月に予診票を個別送付。令和2年10月からロタウイルスが法定接種となった。□ 接種場所：市内契約医療機関、及び市外契約医療機関（一部）で実施。（予防接種法第2条に基づく法定接種）※契約医療機関外で接種した場合は助成金を交付する。□ 風しん抗体保有率の低い1962年(昭和37年)4月2日から1979年(昭和54年)4月1日までに生まれた男性を対象に風しん抗体価検査及び予防接種法に基づき風しんの定期接種を実施する。□ 【感染症対策】・新型インフルエンザ対策用備蓄のためマスク等を購入する。・自然災害等における感染症の発生と流行を未然に防止するため、消毒業務を実施する。【新型コロナ】感染拡大防止対策や予防接種に係る業務を実施する。</p>
				<p>市全体でいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係者で構成される組織を運営し連携を図ることにより、児童・生徒が安心して生活し、健やかに成長することができる。</p>	<p>いじめの防止等の対策について関係機関の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を年1回開催する。□ また、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するいじめによる重大事態が発生し、教育委員会から市長に報告された重大事態に対して、市長が対処又は同種の事態の発生防止が必要と認めた場合、同法30条第2項の規定によるいじめ再調査委員会を設け調査を行い、いじめを受けた被害児童・生徒の尊厳を保持すると共に、同種の事態の再発防止のために必要な措置を講ずる。</p>
				<p>共働きやひとり親家庭等の児童の放課後を安全で豊かなものにし、児童の健全な育ちと働く親の就労を支援する。全ての子どもを対象とした「活動の場」であるあびっ子クラブ（子どもの居場所事業）との一体的な運営を図りながら事業を推進する。</p>	<p>児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として「第二次我孫子市放課後子ども総合プラン計画」に基づき、市内13小学校区内に学童保育室を設置し、共働き等で放課後に保護者がいない小学生を受入れ、生活指導や集団生活を通じた保育を行う。□ □ 令和2年度に実施したプロポーザルにより、特定した受託者に四小・根戸小・三小学童保育室の運営を委託する。また、平成31年度から提案型公共サービス民営化制度により運営を委託した二小・新木小学童保育室については、令和3年度にプロポーザルを実施し、令和4年度からの運営委託に向けて準備を行う。□ なお、公営・民営に関わらず、人員配置等よりよい運営に努める。□</p>
				<p>学童保育室の施設を充実させるため、計画的に施設整備を図る。</p>	<p>令和元年度に見直しを行った「第二次我孫子市放課後子ども総合プラン行動計画」及び個別施設計画を踏まえ、各施設の老朽化対応及び長寿命化を図ります。□</p>
				<p>学童保育室入室児童及びあびっ子クラブ利用児童の中で、配慮が必要な児童の健やかな発達を支援していくため、心理相談員を配置し、スタッフ及び保護者に対して保育方法や保育環境に関する助言及び情報提供を行う。</p>	<p>近年、特別な配慮が必要な児童の学童保育利用が増加していることや、支援に必要な保護者も増えていることから、専門知識を有する心理相談員が学童保育室を巡回し、スタッフ及び保護者からの相談に乗り、保育方法や保育環境などに関する助言・アドバイスを行う。□</p>
<p>我孫子市社会福祉協議会の「結婚相談業務」を支援することで、結婚したい方が結婚できる環境を整備し、会員の我孫子市定住に繋がります。</p>	<p>平成26年度に設置された「少子化対策検討プロジェクトチーム」の提案を受け、平成27年度から社会福祉協議会我孫子市結婚相談所を支援することとなった。けやきプラザ11階の市管轄スペースの提供や臨時職員等人件費の補助等を行い、利用者の利便性を図っている。□ 我孫子市結婚相談所は、相談業務を中心に、定期的な婚活イベント等の開催やお見合いを実施している。</p>				
<p>児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の規定に基づき、市の責務として、広報活動や市民への啓発、関係機関とのネットワークの強化による体制の整備、虐待家庭への指導及び支援活動を行い、子どもの権利の擁護を行う。</p>	<p>子ども虐待を早期に発見・予防するために、市民や関係機関へ啓発を行う。□ 関係機関から虐待通告があった家庭や、虐待してしまう保護者からの相談に対し、支援方針を検討し、助言・相談活動を行う。□ 虐待は、家庭の抱える様々な問題から発生するため、子ども相談課が児童福祉法第25条の2に定める要保護児童対策地域協議会（我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関となって「我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会」に基づくネットワークによる支援活動を推進する。</p>				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
3-1 妊娠・出 産・子育てへの切れ 目ない支援	子育てへの経済的支援 （1/2ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		ひとり親家庭等の生活基盤の確保。	・助成対象として登録された、ひとり親家庭に対し生活費負担の軽減として、ファミリーサポートセンター、一時預かり、ホームヘルプ、病児・病後児などの保育に関わる支出額の1/2を助成する。□ ・DVなどの理由により母子生活支援施設に入所した母子の生活及び精神的な安定と児童の安全保護のため親の自立に向けた相談・助言をし、入所にかかる措置費を負担する。□ ・経済的な理由により出産費用の支払いが困難な者に対し、助産費用を負担する。□ □
				ひとり親家庭等の福祉の向上を図る。	母子家庭や父子家庭で18歳未満の児童を扶養している家庭に対し、医療費の保険診療にかかる自己負担額に対して助成する。（所得制限有り）□ 毎年8月に現況審査と更新を行う。□ 令和2年11月から現物給付化し、受給券適用と償還払いによる助成を行う。
				0歳から中学3年生までの医療に関する費用等を負担する保護者に助成を行うことにより、その保護者の経済的負担の軽減を図る。また高校生等相当年齢の子どもに対しても医療に関する費用の助成を行い、子育て支援を推進する。	0歳から中学3年生までの子どもに対して、入院・通院にかかった保険診療分の医療費を助成する。入院1日、通院1回3000円又は無料で受診できる。 □ □ 高校生等18歳の年度末までの子どもに対して、入院・通院にかかった保険診療分の医療費を助成する。所得制限あり。償還払いで、入院1日、通院1回5000円の自己負担を差し引いて還付する。
				児童手当の支給	児童を養育する父母その他の保護者からの申請により支給する。所得制限あり。□ □ 0歳から3歳の誕生日を迎えるまで 一律 15,000円□ 3歳以上12歳到達後最初の3月31日まで 第1子・第2子 一律 10,000円□ 第3子以降 一律 15,000円□ 中学生 一律 10,000円□ 所得制限を超えている方 一律 5,000円□ □ 子育てワンストップサービスの導入□ マイナンバー制度を活用した子育て関連のサービスのワンストップ化を行う。□
				児童扶養手当の支給を行うことにより、ひとり親家庭の経済的な支援となる。	支援要件に該当する児童(18歳に達する日以後の3月31日までにあるもの)を監護する父、母又は養育者に支給する。□ また、児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受け取れるようになる。
				ひとり親家庭の父母を安定した雇用・就業に繋げ、自立を促進する。	・自立支援教育訓練給付金事業□ 職業能力開発のため指定講座を受講した場合、受講終了後に受講料の6割相当額（雇用保険該当者は4割）を助成する。(上限：20万円 下限：12千円) □ ・高等職業訓練促進給付金および修了支援給付金□ ひとり親の父母の生活の安定に資する資格の取得のため、1年以上修学する場合、4年を上限として高等職業訓練促進給付金を支給（修業期間における最終12月は、4万円増額）する。また、修了後、修了支援給付金を支給する。□ (高等職業訓練促進給付金) 市民税課税世帯…7万500円 市民税非課税世帯…10万円□ (修了支援給付金) 市民税課税世帯…2万5千円 市民税非課税世帯…5万円□ ・プログラム策定事業□ 児童扶養手当受給者について、就職、また就労を継続的に支援するためプログラムを策定し、ハローワークとの連携のもと継続的に就労支援を行う。
未熟児は正常な児と比較して、生活能力が薄弱であり、将来に障害を残すことも多いことから、出生後直ちに適切な医療を受けさせることが必要である。このような未熟児に必要な医療を給付し乳児の生命の保護及び健康の増進を図る。	・出生時体重2000g以下である場合や生活力が特に薄弱であり、一般状態、体温、呼吸器、循環器系、消化器系、黄疸が規定以下であった場合で、医師が必要と認めた児に対し、医療券を交付し、入院時にかかる医療費負担を軽減する。□ ・児の扶養義務者から負担能力に応じて医療費の一部を徴収する。□				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
3-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	子育てへの経済的支援 (2/2ページ)			<p>けやきプラザ1階の施設を有効活用するにあたり、市民の暮らしが豊かで便利になるよう、施設の運営、管理をする。</p>	<p>平成30年度に策定した「けやきプラザ1階の活用方針」に基づき、婚活事業、子どもの学習支援事業、子ども食堂活性化事業、適応指導教室「ヤング手賀沼」、フリースペース「手賀沼のうなきちさん家」として活用していく。□</p>
				<p>貧困の世代間連鎖を解消するとともに、すべての子どもが生まれ育った環境や経済状況に左右されず、多様性が尊重される地域社会を実現する。</p>	<p>【生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業）】□ ①貧困の世代間連鎖を予防する。□ ②地域住民が、子どもを取り巻く課題を認識し、自ら解決に向けて行動できる地域社会を目指していく。□ 上記の目的を達成するため、多様な市民によるネットワークを組織化し、市民と協働した学習支援を実施する。□ 【生活困窮者自立支援事業（子ども食堂活性化事業）】□ 市民による自主的な活動である子ども食堂を応援するため、活動場所の提供や周知活動、衛生研修、ネットワークへの参加によって課題を共有し、解決策を模索する。</p>
				<p>学校教育法第19条の規定に基づき、我孫子市就学援助要綱を定め、経済的理由によって就学費用の支払いが困難な児童・生徒の保護者に対して就学に必要な援助をおこなう。</p>	<p>我孫子市就学援助要綱に基づき、次の費目に関してその費用の一部を援助する。学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学学用品費・修学旅行費・給食費・児童生徒会費・PTA会費・クラブ費・医療費。□</p>
3-2 子どもの成長に応じた発達への支援	子どもの成長に応じた支援	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		<p>早期療育の拠点であるこども発達センターの施設を利用する、子どもとその保護者等の利用者が安全・安心に利用出来るよう施設の維持管理・運営を行う。</p>	<p>こども発達センターの施設利用者が安全・安心、かつ効率良く利用できるよう施設の維持管理・運営を行う。</p>
				<p>発達に支援が必要な子どもの保護者が子どもに適した就学先を選択できるように、子ども自身が学校の生活において適応し、集団生活を楽しく送れるように支援します。</p>	<p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員、児童発達支援員が、保護者が子どもに適した就学先を選択できるように、就学に関する相談を受けます。教育委員会、教育研究所と協働で就学に関する説明および相談をします。また、教育委員会や特別支援学校から提供があった見学・体験の案内の配布を行います。就学に際し、年長児の保護者からの希望に応じて、療育の記録を作成します。また、小学校入学前に引き継ぎが必要な子どもについて、保護者の同意のもと、小学校に直接引き継ぎを行います。新一年生については、入学後適応状況の確認をし、必要に応じて学校を訪問します。</p>
				<p>発達に支援が必要な子どもと障害が確定した子どもの早期発見、療育支援、家族支援、地域支援、教育に関する支援を充実させ、機能強化を図り、教育施策との関係での支援を位置付けライフステージに応じた一貫した切れ目のない支援を行う体制を構築し、推進する。</p>	<p>協議内容は、（1）子どものライフステージに応じた一貫した療育・教育支援に関すること。（2）子どもの将来と自立に向けた発達支援に関すること。（3）家族への支援に関すること。（4）地域における支援に関すること。（5）子ども発達支援計画の進捗状況管理に関すること。（6）療育・教育システム連絡会に関すること。□ 以上のことについて、関係機関の代表者で構成する連絡会の委員による情報交換や協議を行ないます。当連絡会は自立支援協議会と協力関係にあります。□ 要綱を作成し、当連絡会の下部組織として、作業部会を5つ設置し、現場からの声を施策に反映させ、ライフステージに応じた一貫した支援体制強化を図ります。</p>
				<p>子どもの発達支援を集団で行うとともに、保護者が安心して子育てできるように支援します。</p>	<p>たんぼぼ教室は、保健センターでの定期健康診査（1歳6か月）・相談・訪問・子育て相談、または発達センターでの相談で必要と認められた子どもとその保護者を対象に行います。月2回（最大6か月）、ケースワーカー、心理相談員、保育士が親子のふれあい遊び、リズム運動等の遊びを通して、子どもの発達を促し、保護者の子育て支援を行います。親子の様子から、療育が必要と判断された場合は、こども発達センターにつなげていきます。発達センターの初回面接後、早期に支援していきます。□ あそびの教室は、ケースワーカーとの初回面接後、利用できる教室です。教室では、集団遊びや制作などの活動を通して児童の行動観察を行います。処遇会議後に必要に応じて適切な支援や療育につなげていきます。</p>
				<p>発達に支援が必要な子どもを適切な支援サービスにつなげ、保護者がより適切な関わりができるように、面接、訪問、他機関との連絡調整を通して、環境整備及び家族支援を行う。</p>	<p>発達に支援が必要な子どもを療育につなげるため、受理面接、医療相談、相談支援事業所等民間事業所の情報提供、面接、訪問等を通して療育の環境整備及び家族支援を行う。</p>

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
3-2 子どもの成長に応じた発達への支援	子どもの成長に応じた支援 (1/3ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		発達に支援が必要な子どもの言語・コミュニケーション能力の向上を目的とする。言語発達に関する保護者の相談に応じ、子育て支援を行う。	こども発達センターの処遇会議において、言語聴覚療法が必要と判断された子どもに対して、原則月1回、45分の個別訓練・集団訓練を提供します。訓練の実施については、予約制です。□ また、構音や吃音・言語発達等、言語面に関することを中心に、評価を行います。保護者からの様々な相談に応じ、アドバイスします。□ 集団療育（幼児）は、作業療法士または心理相談員と行います。□ 学童相談：就学後も継続して保護者の相談に応じます。□
				粗大運動や巧緻運動発達・ADL・コミュニケーションなど様々な面の発達支援を行います。それらの中で、現在・将来に渡る生活を考慮した指導や相談・援助を対象者及びその対象者に関係する方々へ行います。保護者の相談に対応し、子育て支援を行います。	作業療法訓練が必要と認めた児童を対象に、作業療法士が概ね月1回の頻度で個別訓練・集団訓練・指導・相談を行います。また随時、幼稚園・保育園・学校など地域への相談・指導も行うことで、地域支援も行います。保護者の相談を行い、健やかな親子関係の構築を行います。□ 学童相談：就学後も継続して保護者からの相談に応じます。
				一人ひとりの園児に合った発達支援と保護者支援を行い、日常生活における基本動作の習得、集団生活への適応、そして心身の発達を支援する。	児童福祉法に規定する児童発達支援事業である。対象は通所給付決定を受けた児童で、利用日数は相談支援事業所の児童支援利用計画に基づき決定する。児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成し、0歳児～2歳児と併用利用児は親子通園、3歳児～5歳児は親子通園と単独通園で療育を実施する。□ <事業の具体的な内容> □ 日常生活における基本動作の習得の支援。□ 運動能力、身体感覚、製作活動、音楽、リズム運動、小集団活動等の活動。□ 遠足、部分統合保育、交流保育による社会性の育成。□ 個別面談、介助指導、食育指導、就園・就学相談等の家族支援。□ 小児科健診、身体測定、歯磨き指導等で児童の心身の支援。
				発達に支援が必要な子どもとその保護者に対して、子どもの発達状況を的確にとらえ、発達支援を行います。また、子どもの発達状況を明確に保護者に伝え、保護者が子どもの発達特性を知って子育てができるよう支援します。また、巡回相談や就学時健診など地域支援も行います。	・発達検査・発達評価：子どもの発達状況を確認、保護者の主訴を把握、今後の支援を考えます。子どもの発達に関する特徴を客観的に把握し、保護者と共通理解できるようにします。□ ・心理・発達相談：子どもの保護者の相談に応じ、安心して子育てできるように支援します。児童の発達状況・課題・特徴を捉え保護者に説明を行い、児童の現状理解や障害の受容を通して家族支援を促します。また、就園・就学相談を実施し、児童に適した就園・就学先を選択するように相談を受けます。□ ・家庭療育指導：子どもの発達状況に合わせ、見る・聞く等の基本的な認知機能を身につけられるように支援します。また、子どもの行動上の問題に対して適切に支援します。□ ・集団療育…乳幼児に対して、他専門職と療育を行います。□ ・巡回相談…保育園・幼稚園等に保育者に対して、保育方法や保育環境に関する助言を行います。□ ・学童相談…就学後も継続して相談に応じます。
				計画的なサービス利用を行うため、児童支援利用計画の作成、事業所や関係機関とのサービス調整などを行う。	支援が必要な児童やその家族に対して、継続的及び計画的にサービスを利用できるよう児童支援利用計画の作成、サービス調整を行う。□ 児童または児童の家庭からの相談に応じ、基本相談支援を行う。□ 児童支援利用計画が適切であるかのモニタリングを行い、変更や見直しを行う。
				地域の中で他の児童とともに育ちあえることを目的に支援を行う。	ひまわり園を利用し、その後保育園・幼稚園・認定こども園に入園した子どもについて、集団生活に適応し、健やかに過ごしていけるように保育所等訪問支援を行います。当該事業は、児童支援利用計画に基づき生活の場で直接子どもへの支援を実施します。こども発達センターの専門職員（保育士、心理相談員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士）と協働し支援を行います。□
				主に運動発達の遅れ、心配のある子どもに対して、個々の発達課題や現在、将来にわたる生活を考慮した指導、援助を行います。また、保護者の相談に対応し、子育て支援をします。	○こども発達センターの処遇会議により理学療法が必要と判断された児童を対象に個別訓練を実施します。理学療法士が概ね月1回から3回の頻度で個別の訓練・指導を行います。□ ○補装具や日常生活用具についての相談を受けます。来所相談を基本とし、事前予約にて対応します。□ ○身体についてを中心に発達全般について相談を実施しています。□ ○集団療育については他職種と共同で実施します。□ ○学童相談：就学後も継続して子どもとその保護者からの相談に応じます。□
				特別な支援を要する児童生徒については、様々な障害特性があり、個別に対応する必要がある。学級支援員を配置することにより、自立へ向けての支援・援助を行うと共に、不適応行動への迅速な対応が可能になり、充実した学校生活を送ることができる。	特別な教育的ニーズのある児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるように、配置基準に基づいて学級支援員を配置する。また、日本語の不自由な帰国子女及び外国人の児童生徒の学校生活を支援するために通訳を配置する。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
3-2 子どもの成長に応じた発達への支援	子どもの成長に応じた支援 (2/3ページ)			学校生活で何らかの困り感を持つ児童生徒が、自信を持って自分らしい学校生活を送れるように、学校に対して継続した支援を行う。また、その支援を通して校内支援体制の充実を図る。□	不登校や発達障害、集団不適應などの学校生活における何らかの困り感があると思われる児童生徒について、教職員とアドバイザーが日常的に情報を共有しあい、児童生徒の困り感を軽減するための方法を教職員と共に検討していく。具体的には、学校の要請に基づいて訪問し、授業観察や学校からの情報、校内委員会への参加等を通して、対象となる児童生徒のアセスメントを行い、その児童生徒に適した支援方法（学級経営や授業スキルを含む）、『個別的教育支援計画・個別の指導計画』作成、校内の資源（特別支援学級、心の教室相談員、スクールカウンセラーなど）との連携、市の福祉サービスなどの情報提供、関係機関との連携、教育研究所の教育・発達相談事業や就学相談事業との連携など、包括的な視点から問題解決に向けた援助を行う。また、20校目の学校であるヤング手賀沼にも担当アドバイザーを配置し、児童生徒一人ひとりを見立て、適する関わり方をヤング手賀沼の職員に助言する。
				心理学、福祉、教育関係の資格を持つ相談員を配置し、不登校やいじめ、あるいは発達の偏りを主訴とする相談に応じることで、よりよい学校生活を送れるよう支援する。	市内在住の小中学校に通う児童生徒やその保護者、あるいは関係者からの、不登校やいじめ、発達の偏り等を主訴とする様々な相談に応じる。□ 切れ目のない支援体制構築のため、療育・教育システム連絡会等で、教育相談・支援体制の構築を図る。
				障害のある児童生徒が持てる力を伸ばして充実した学校生活を送れるように、本人及び保護者が一人一人の状態に応じた就学先を選択できるよう支援する。	年長児についてはこども発達センターと、小学6年生については学校と、それぞれ連携しながら、学校見学や体験学習を通して、子どもの可能性を最大限に伸ばせる教育の場を保護者が選択できるよう、相談に応じていく。その際、必要に応じて児童生徒の心理検査等を実施し、児童生徒の実態について保護者と共通理解を図りながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズと必要な支援について、保護者が理解を深められるよう助言する。
				小中学校児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、個々の悩みの解消やいじめ問題の根絶を図ります。	教育研究所内に市内小中学校児童生徒が直通でかけられる電話とメールによる相談窓口を開設し、専門の相談員が対応にあたるとともに、関係諸機関との連携を密にし、児童生徒の悩みやいじめ問題の解決に取り組んでいく。また、いじめ悩み相談ミニレターを小中学校の全生徒に配布することで、個々の悩みを手紙で相談できるようにしていく。
				市内小・中学校の特別支援教育コーディネーターの指導力・資質の向上を図り、校内委員会の中心となって推進していく力を身に付ける。また、市内の教職員、特に若年層教員が発達障害や愛着障害についての理解を深め、指導・支援に役立てられるように、質の向上を図る。	特別支援教育コーディネーター研修会を年2回、小学校を対象にMIMの活用方法について研修を年2回行う。さらに各小中学校(19校)で校内研修会等を開催し、特別な教育的支援を要する児童・生徒の指導・支援の仕方を学んでもらう。□ また、専門家チームとともに、特別支援の教育課程を見直し、特別支援学級担任の質の向上を図る。□ 市内小中学校に在籍する外国からの子どもたち等の、「日本語を理解することが困難な児童生徒」に対し有意義に学校生活を送れるよう日本語指導と通訳を派遣する。
				特別支援教育の推進のため、巡回相談員が市内の小・中学校を訪問し、授業観察等を通して各学校の特別支援教育体制を把握し、指導する。	春・秋の2回、市内全19校に実施する。□ 巡回相談員は、教育研究所長、各学校の担当アドバイザー、特別支援教育担当指導主事、必要に応じて教育研究所ケースワーカーと関係機関。授業観察及び管理職、特別支援教育コーディネーターの説明等を通して各学校の特別支援教育体制を把握する。□ ①校内支援体制の把握（校内委員会の実施状況、「個別的教育支援計画・個別の指導計画」の作成状況等）□ ②支援を要する児童生徒の把握（特に新1年生の就学適応状況の把握、交流級の把握）□ ③学級支援員の配置・活用状況の把握□
				特別な支援を要する児童・生徒の就学について、保護者の意向を確認のうえ、最適な就学について協議を図る。	特別な支援を要する児童・生徒の就学について、教育支援委員会を設置し、年4回委員会を開催して、対象児童・生徒就学先を審議する。また教育研究所がこども発達センター・我孫子特別支援学校等と連携し、対象児童・生徒・保護者と個別に相談し、学校見学・体験入学等を通して保護者の意向を確認しながら就学を決定する。
				子どもが成長する段階で関わる機関や支援者から一貫した支援を継続して受けられるようにするため、子どもに関する情報を綴る「ライフダイアリー」を保護者に配布し、情報伝達ツールとして活用できるよう支援する。□	子どもに関する基本的情報のほか、各様式に記載できる成長の記録や医療・福祉・療育・教育機関が作成した情報を綴るライフダイアリーを希望する対象児とその保護者に配布します。また、子どもの成長の記録を綴りこむことができる、子育て支援ツールの一つとして周知を図り、現時点での支援の必要性の有無にかかわらず、広く配布を行います。ライフダイアリーは保護者の下で保存・管理していただき、その記録を活用し家庭及び関係機関との情報共有を円滑かつ正確に行うことができるように支援します。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
3-2 子どもの成長に応じた発達への支援	子どもの成長に応じた支援 (3/3ページ)			発達に支援が必要な子どもを早期発見に努め、早期療育につながるよう支援を行う。また、子どもの発達や子育てをめぐる問題に関して、保護者が安心して地域で子育てできるように支援する。また、保健師の資質の向上も支援する。	① 1歳6か月児健診、3歳児健診時に発達や育児、親子関係など専門的な相談が必要であると保健師が判断した保護者に対して実施する。1歳6か月児健診には、心理相談員と理学療法士を派遣。3歳児健診には、心理相談員と言語聴覚士を派遣。□ ② 5歳児健診時に保護者の希望により実施する。5歳児健診には、心理相談員を派遣。また心理相談員と保育士で5歳児未就園児に対して集団で行動観察する。□ ③ 1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診、保健師の訪問相談及び電話相談後の事後相談として子育て相談を実施する。子育て相談には、心理相談員を派遣。□ ④ 健診や子育て相談の事後カンファレンスに参加し、保健師の相談の資質の向上を図る。□
				児童福祉法に定められた児童通所支援事業を計画的に実施するため、サービス等利用計画策定事務及びサービス支給決定事務を行う。	次の児童通所支援事業及び児童相談支援事業を行う。□ ・児童通所支援事業及び相談支援事業の給付管理□ ・相談支援事業所の運営及びサービス等利用計画の作成□ ・相談支援事業者の指定及び監査□ ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の実施
7-1 生涯学習の推進	生涯学習の機会の提供 (1/2ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		子育ての不安や葛藤を抱える保護者に、より充実した子育てができるよう、多様な学習機会と情報を提供すると共に、子育てに関わる保護者同士が互いに支えあえる仲間づくりの場を提供する。また、地域の子育てネットワーク作りを支援する。	・2・3歳児対象：アピスタ2コース（各全9回）□ <内容>保護者が集団の中で我が子の姿を見ながら、①親子のふれあい②学級性同士の交流③互いに学び合う姿勢の3点に軸に、子育ての楽しさについて学ぶ場とする。□ 開級式、親子体操、野外遊び、工作、リトミック、親子クッキング等 □ ・0歳児：2コース（各全6回）□ <内容>初めての子育ての不安の解消や、母親の体、心の変化、赤ちゃんの発達、子どもへの接し方などを仲間と共に主体的に学ぶ。□ 母親のメンタルケア、体の調整、体操、親子のふれあい遊び等□ <募集方法>広報あびこ、我孫子市ホームページ、子育て応援メール等
				子ども、家庭、地域、環境など家庭や教育に関わる様々なことを共に学び、家庭での教育力の向上を図る。□ 出会い・交流を通してより良い仲間づくりや子育てを支援する。また、受講生同士が相互に親睦を深め、地域など広く社会とかかわることで楽しみながら子育てをする。□ 地域で主体的に活動する人材育成を目指す。	小学校1年生の保護者を対象とする。□ 通年の家庭教育学級1コース□ 講演会・体験学習を通し、家庭教育に関する知識や理解を深め、保護者同士の交流を図る。□ 学級生が主体的・自主的に学習できるように運営し、学級終了後も継続して学習できるよう支援する。
				生涯学習施設を利用する子育て中の利用者のために、一時保育の環境を充実させる。	公民館事業や図書館利用者のために、2歳から就学前までの幼児を対象として、市民ボランティアの協力を得て、一時保育(アピスタ保育サービス)を実施する。
				日常、学校や家庭で体験しにくい学び体験を通して、創造力、観察力などを養い、子どもの将来の夢を拓ける。また、豊かな人間関係を味わい、同時に「あびこ」の人々の専門性や人間性に触れ「あびこ」の良さを認識し、我孫子へのふるさと意識を育て、地域の人々と共に、街づくりに貢献できるようにする。	将来、地域に貢献できるように小・中学生を対象に、地元の学校・企業・専門家等の協力を得て体験型の学習講座を実施する。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
7-1 生涯学習の 推進	生涯学習の機会の提供 (2/2ページ)			学校の余裕教室を開放し、地域における大人と子どもの交流や学習活動等の様々な活動を支援する。	・我孫子第一小学校・湖北台西小学校（各1教室）・湖北台東小学校（1教室）を午前の部（9時～13時）、午後の部（13時～17時）、夜間の部（17時～21時）に開放する。□ ・高野山小学校・布佐小学校（1教室）を月曜日から土曜日は夜間の部（18時～21時）のみ開放し、日曜日は午前の部（9時～13時）、午後の部（13時～17時）、夜間の部（18時～21時）開放する。□
				広く市民や団体が行う生涯学習や社会教育などの活動を支援するため、映写機やプロジェクターなどの視聴覚機材等を確保し、生涯学習や学校教育、家庭教育、幼児教育、青少年教育、地域活動、市民活動などの場で活用してもらう。	・保有している視聴覚教材を貸し出しし、有効活用を図るとともに、社会教育団体等を対象に映写機やプロジェクターなどの視聴覚機材等の貸し出しを行う。□ ・16ミリフィルムの劣化を防ぐため、貸出頻度の高いフィルムの保守点検を行う。
				高齢期をより豊かな幸せな期間（幸齢期）とするために、高齢者社会の諸問題や対処の方法を学ぶ。人生の後半を自立し豊かな暮らしができ、元気な高齢者として地域の高齢者を支えながら、自らもハツラツとした人生を送るにはどうしたら良いかを考えるきっかけとする。	主に定年退職を控えた方々を念頭に、人生後半の生き方・過ごし方、心と身体の活性化や健康管理、介護と予防、終の棲家、現代の葬送事情等を講義、体験、見学の形で学習する。□
				行政・市民・学校・企業などいわゆる地域が持つ能力や知識を活用し、市民が主催、実施する集会・勉強会等の学習活動を支援する。	市内に在住・在勤・在学している原則10人以上（市民講師は講師が希望する最少人数）の参加者がいる団体やグループが主催する集会等に、講師として市の職員・市民講師を派遣し、専門知識を活かした講座を行う。□ 様々な分野の講師を活用し講座内容を充実させ、幅広い学習機会を提供することで、市民が市政について学んだり、新しい学習活動を始めるきっかけづくりの場とする。
				生涯学習関連の情報を提供するとともに、学習に関する市民からの問い合わせや相談に適切に対応し、市民の自主的な学習活動を支援する。	・広報あびこ、市ホームページなどを通じて、各課が実施している生涯学習関連の事業や、生涯学習に携わる人材や団体の情報、生涯学習イベントなどの情報を提供する。□ ・市民の専門的な技術・経験・知識などを学習活動にいかすため、人材情報、団体・グループ情報への登録を進めると共に活用を図る。□ ・学習に関する市民からの問い合わせや相談に対応する。
				生涯学習推進計画に基づき行われている各課の事業が、市民の学習ニーズや時代の変化、地域の課題に対応しているかについて生涯学習推進委員会や生涯学習審議会で審議し、市民の生涯学習の推進を図る。□	・生涯学習推進計画に位置づけられている生涯学習関連事業の実施状況や予定を調査し、各事業の成果や課題などを調査する。□ ・調査・整理した結果を生涯学習推進委員会や生涯学習審議会に協議・審議し、計画や施策、事業の現状や課題等について調整を図る。
				広く市民に生涯学習の普及・啓発を図り、市民の自主的な生涯学習を促す。	・生涯学習のきっかけづくりとなるような講演会や講座などのイベントを実施する。□ ・いろいろな年齢層に向け講座やイベントを開催し、市民へ生涯学習の普及・啓発を行う。
				高齢者の生活を充実させ、人間関係を深め、地域の課題や社会の変化に対応できる能力を習得し、地域活動・まちづくりに主体的に参加しようとする人材を育成する。	3月に市広報により学級生を募集（50人程度）。4年間継続の学級で、「一般教養、福祉、健康、地域交流、市民活動・まちづくり」などを柱として、年間24回の学習計画をもとに学習する。また、運動会・大学祭など各委員会を学級生とともに組織し活動する。
				指定管理者による創意工夫を発揮し、施設の利用者に質の高いサービスの提供及び管理経費の縮減をすすめる。	1 湖北地区公民館の管理運営を指定管理者により遂行□ ・経費縮減・事務の省略化□ ・開館日の増加や開館時間の延長□ ・施設の維持管理の向上と施設の改善□ ・市民に対するサービスの向上と利用者の拡大□ 2 指定期間 令和元年7月1日～令和6年3月31日□ 3 施設の保守及び維持管理□ ・湖北地区公民館が開館してから20年が経過し、施設設備等に老朽化が原因とする不具合が多数発生しているため、計画的に設備の更新や修繕を実施する。
				市民が安全で利用しやすい、誰からも親しまれる施設にする。	生涯学習センターの建物、敷地の維持管理をする。定期的な保守点検、修繕の実施。施設管理、施設運営、清掃業務、警備業務の4業務を一括して総合管理運営業務委託し円滑な管理運営を進める。□ R2年度中に駐車場事業者をプロポーザル方式より業者を選定し、4月から民間にて管理運営を行う。
公民館相互の連携を図り、公民館活動の振興・発展を目的とする。	次の連絡協議会事業に参加する。□ ①東葛飾地区情報、資料の交換及び協力連携図るための部会。□ ②職員の育成・知識・技術の向上を図るための研修会。□				
大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする新成人を祝い励ます。	新成人代表による成人式企画運営会議を立ち上げ、代表者が中心となり式典内容を企画、成人式を運営していく。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
7-1 生涯学習の 推進	図書館の充実 (1/2ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		各図書館、移動図書館の維持管理・運営形態について、我孫子市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、今後の老朽化を見据えて、修繕や買い替え等計画的に進め、運営方針の見直しをおこない、時代に合った図書館サービスを提供していく。	我孫子市公共施設等総合管理計画及び湖北台地区公共施設の整備方針の進捗状況を把握しつつ、市内全体の図書館利用動向をとらえた運営形態・維持管理を適正に計画する。
				市民の自主的な学習の機会と発表の場を提供する。	○布佐分館における会議室の提供□ ○湖北台分館・布佐分館の館内壁面をミニギャラリーとして市民に提供し、学習成果の発表の場とする。
				施設的环境整備に努め、施設・設備の維持管理を適正に行い、安全で快適な読書環境を実現する。	・図書館（アビスタ本館、湖北台分館、布佐分館）施設の修繕、設備等保守点検、清掃の管理、施設・設備の改修工事等□ ・我孫子市民図書館長寿命化計画に沿って計画的に維持管理をおこなう。□
				購入と除籍等を通じて所蔵資料を適正に管理することで書架を新鮮に保ち、適確な資料提供を行い、図書館サービスの向上を図る。	市民の利用に供するため、次のとおり図書館資料の管理を行う。□ ①発注は、リクエスト、新刊・基本図書等を選定して行う。選定作業後、決裁を経て毎週発注する。□ ②受入は、アビスタ本館において、納品された資料を検品し、電算による受入作業を行う。各分館では補助的な装備を加え、置き場所等を考慮して書架に出す。□ ③除籍、書庫入れ、延滞資料の督促、汚破損・紛失資料の弁償手続き、リサイクル資料の市民への提供、汚破損資料の修理及び買い換え、資料の移動に伴うデータの管理、蔵書点検を行う。□ ④督促の効果が上がるように、延滞防止のためのキャンペーンを実施する。また、長期延滞利用者に対する貸出・予約停止を行う。
				図書館資料の利用により、市民が知る自由を享受し、より豊かな生活を送ることが出来るよう、自主的な学習活動を支援し、幅広い学習機会を提供していく。	○我孫子市民図書館所蔵の図書・雑誌・CD・カセットテープ、および我孫子市民図書館以外の図書館等施設より借入した資料の貸出・返却、資料の配架（返却された資料を棚に戻す）、書架整理（通年）□ ○利用者の求める資料が貸出中か所蔵していない場合、予約を受けて利用者に提供するサービス（通年）○利用者登録（通年）□ ○書架案内等利用者援助、調査研究の援助、複写サービス（通年）□ ○意見箱の設置、回答（通年）□ ○アビスタ本館・分館間の連絡車の運行（通年）□
				ハンディキャップを持つ人の特性に合わせた幅広いサービスを提供することにより、学びたい時に学べる学習機会を充実させる。	○宅配サービス（身体の不自由な方へのサービス）□ ○録音資料作成・郵送貸出サービス（目の不自由な方へのサービス）□ ○対面朗読サービス（目の不自由な方へのサービス）□ ○ファクシミリでのリクエスト受付（耳や言葉の不自由な方へのサービス）□ ○利用者掘り起し、ハンディキャップサービスのPR□ ○対面朗読室の貸出（アビスタ本館・布佐分館）□
				市内3地区にある図書館に来館しにくい地域に居住する市民（主に高齢者や、乳幼児連れの親子）に学習の機会を提供していく。	移動図書館の市内15ステーションを定期的に巡回し、水・木・金の午後（月2回午前巡回あり）に1回あたり20～60分間開館する（荒天の場合は中止。祝日も巡回）。STでは図書の貸出・返却・予約サービスを行う。また、高齢者施設への団体貸出業務やリサイクル資料の提供業務を行う。□ より身近な図書館としての機能を発揮するため、利用減のステーションを中心により身近な図書館としての機能を発揮するため巡回場所の見直しを行う。現移動図書館車は車両更新後19年が経過し、水漏れ修理、パワーウィンドウ作動不良（H24）、ブレーキ警告灯の異常（H23）、稼働中の車両故障（2週間程度稼働出来なかった）、インジェクトポンプ交換（H30）等不具合が増えてきている。。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して車両の購入をする。
市民の郷土への関心を高めるため、我孫子市・千葉県郷土・行政資料の収集・保存・提供に努め、学びたい時に学べる学習機会を充実させる。我孫子市の魅力発信を支え、他課との連携・情報収集に努め、図書館資料を活用し市民への情報発信を行う。我孫子資料は、特に本館が中心となり、収集・保存する。	○我孫子資料・千葉県資料の選定・収集・保存 ○行政資料の収集・保存□ ○白樺文学館・杉村楚人冠記念館との連携 ○まちづくりコーナーの整備□ ○資料・情報提供により、市役所各課を支援する。□ ○「市民の著作コーナー」の運営□ ○「我孫子市ゆかりの人と作品コーナー」の運営□ ○「手賀沼コーナー」の運営□ ○我孫子市関連記事のコピーと保存 ○他課と連携を取り、図書館資料を活用しながら、協力して事業を展開する。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
7-1 生涯学習の 推進	図書館の充実 (2/2ページ)			千葉県立図書館・県内市町村立図書館・国会図書館・大学図書館など関係機関と連携して、図書資料の相互貸借及び図書館の相互利用を行い、市民の幅広いニーズに応える。	<input type="checkbox"/> 県立図書館巡回車による県内図書相互貸借業務・文献等複製物の相互取り寄せ <input type="checkbox"/> 市内大学との連携による利用紹介状発行・図書相互貸借業務・文献等複製物の相互取り寄せ <input type="checkbox"/> 全国大学図書館利用紹介状発行 <input type="checkbox"/> 国会図書館・大学図書館・県外公共図書館との図書相互貸借業務・文献等複製物の相互取り寄せ <input type="checkbox"/> 統計・調査事務
				市内団体の自主活動の援助。学級文庫活動を支援して、子どもたちの読書活動と市全体の読書環境の向上をはかる。	<input type="checkbox"/> 学級文庫への貸出…特別支援学級・特別支援学校1クラスにつき40冊まで学期ごとに貸出をする。主に図書館で選定したものを提供する。 <input type="checkbox"/> 各種団体への貸出…家庭文庫・読書会をはじめ、保育園、幼稚園、学童保育室、ボランティア団体、福祉施設などの各種団体に対し、200冊まで2ヶ月の期間で貸し出す。 <input type="checkbox"/> 読書会への十冊文庫の貸出…読書会に県立図書館の十冊文庫を提供する。10冊、4週間。 <input type="checkbox"/> 庁内支援サービス…市役所各課の政策立案・企画等に必要図書資料の貸出や情報提供を行う（図書・雑誌40冊まで、期間1ヵ月。CD・カセットテープは10点まで、期間2週間）
				中学生のキャリア教育を受け入れ、今後の進路や職業選択の際の目安や目標になるように支援する。 司書課程受講者の実習を受け入れ、図書館現場で、実務の研修を行う。 施設見学を受け入れ、生涯学習施設である図書館をPRする。	<input type="checkbox"/> 小中学校のキャリア教育（職場体験実習等）を受け入れる。 <input type="checkbox"/> 主に大学生、高校生が対象であるインターンシップを受け入れる。 <input type="checkbox"/> 司書課程受講者の実習を受け入れる。 <input type="checkbox"/> 教員が対象となっている社会奉仕体験活動を受け入れる。 <input type="checkbox"/> その他施設見学、小学生の町探検、調べ学習での見学会は年間をとおして随時受け付ける。
				図書館利用促進のためのPR及び情報提供を行い、多くの市民に図書館サービスを周知する。	<input type="checkbox"/> 我孫子市民図書館ホームページ作成…所蔵検索・行事案内・お知らせなど <input type="checkbox"/> 館内特集コーナー…各図書館で毎月テーマを決め資料を展示 <input type="checkbox"/> 展示コーナー…アビスタガラス展示ケース <input type="checkbox"/> 広報あびこへの記事提供…「ミニギャラリー」、「図書館員が選ぶこの一冊」、事業の案内記事など <input type="checkbox"/> 事業PRポスターチラシ作成 <input type="checkbox"/> 図書館刊行物の企画・編集・発行 <input type="checkbox"/> 「我孫子市の図書館」、「男女共同参画図書リスト」、「たんた新聞」、年齢別・学齢別ブックリスト（「赤ちゃんと楽しむ絵本」「1・2年生用」「3・4年生用」「5・6年生用」「わたしたちがえらんだえほん99+1」「STEP（ティーンズ向け）」） <input type="checkbox"/> 読書推進用我孫子市民図書館オリジナル「読書ノート」配布
				図書館の情報化を推進し、市民の利便性を強化していく。	図書館の情報化推進について以下のことを行う <input type="checkbox"/> 図書館電算システム・事務機器等の運用及び日常的トラブルへの対処 <input type="checkbox"/> 書誌データ管理・作成 <input type="checkbox"/> 館内OPAC（利用者検索コンピュータ）の運用 <input type="checkbox"/> 外部有料データベースの運用 <input type="checkbox"/> 次期図書館電算システムの更新（令和3年度入れ替え） 令和3年度 要件定義・設計・構築 等 令和4年1月～ 運用開始
				中学生、高校生、大学生および一般成人を対象として、市民生活・生涯学習に役立つ図書館サービスを行う。出版情報や社会状況、市民要求を的確に把握して資料選定を行い、資料を提供する。	<input type="checkbox"/> 一般書・逐次刊行物・ティーンズ資料の選定及び提供 <input type="checkbox"/> 成人・青少年に対するサービスの企画運営 <input type="checkbox"/> 一般サービス・選定会議の運営（週1回程度） <input type="checkbox"/> 館内研修の実施 <input type="checkbox"/> 特徴あるコーナーの運営
依頼された市民団体の元へ出向き、読み聞かせや読書案内を行うことによって、市民の読書への関心を高め、図書館の利用を促進させる。	<input type="checkbox"/> 出前講座…図書館では、「大人が楽しむおはなし会」（成人・高齢者向けに絵本や紙芝居の読み聞かせ、語りなどを行う）を設け、市民団体からの依頼に対し、市民スタッフが出向く。 <input type="checkbox"/> 職員派遣…市民団体や学校などの講習会・学習会への職員の派遣等 <input type="checkbox"/> 離乳食教室での乳児と保護者への読み聞かせ…離乳食教室に参加する乳児とその保護者に対して、図書館の紹介、赤ちゃん絵本の読み聞かせ、ブックリストの配布等を市民スタッフが行う。 <input type="checkbox"/> 出張おはなし会…学校等からの依頼により、おはなし会を行う。 <input type="checkbox"/> 市民スタッフ読書普及担当と修了生への研修…図書館から知識と技術を学び、活動に生かす。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
7-1 生涯学習の 推進	鳥の博物館の充実	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		水辺、台地、林など身近な自然環境を通じた体験学習、環境学習を実施し、環境学習活動を担う人材を育成する。	我孫子らしい自然の残る場所を観察対象に選び、もっとも自然観察にふさわしい時期に行う年6回程度の観察会。「利根川河原の自然」、「谷津田の自然観察」、「晩秋の手賀川」、「手賀沼の冬鳥観察」、「手賀沼のプランクトン」など毎年実施。鳥博市民スタッフのアイディアも最大限に活かすことができるように実施する。
				水辺を通じた体験学習、環境学習を通して、環境学習活動を担う人材を育成する。	鳥の博物館周辺の水田・畑地、斜面林、手賀沼と周辺のヨシ原を対象に定期的（毎月第二土曜日10:00～12:00）に行う自然観察会。身近な自然を季節ごとに気軽に観察できることをコンセプトとして実施。参加者には、事前パンフレットと事後のレポートを配布し、生き物の係わり合いについて理解を深めてもらう。楽しい雰囲気を保ちながら、鳥博市民スタッフそれぞれの持つキャリアや知識を最大限に活かすことができるようにコーディネートする。
				来館者に来館記念として学習教材、記念品などのミュージアムグッズを購入していただくことで博物館のメッセージを持ち帰ってもらい、博物館のPRとリピーターの確保に繋げる。	博物館を見学した思い出を残すことができるように、鳥の博物館らしい魅力あるグッズを販売する。来館者の意見や要望を反映し、安全で楽しく遊べる教育的なものや来館記念としての付加価値の高いオリジナルなものをより安価に提供する。
				鳥を中心として、地域の自然と生き物について興味を持ち、理解を深め、愛着を感じることができそうな企画展を実施する。	自然環境の保全に関心を持ち、理解を深めることができるように、鳥や自然環境に関する季節性や話題性に即したテーマを選び、年3回程度企画展を実施する。合わせて博物館ボランティアや博物館友の会会員の活動成果の発表機会として利用できるように、コーディネートする。
				博物館学芸員、市民スタッフの指導で簡単な工作や実験を行い、子供の創造性を啓発する。また、鳥類の研究者と一般市民が出会う機会を設け、自然を科学的な目で観察することへの関心を高める。	身近な自然を科学的に理解することができるように、その導入として自然素材を使った工作や簡単な科学実験を行い関心を高める。バードコール、鳥笛、鳥グライダーなど楽しいテーマで展開。夏休期間中は、集中的に実施。鳥博市民スタッフのアイディアも最大限に活用する。また、山階鳥類研究所との共催で、テーマトークを実施し、鳥類研究の現場からの話題を提供し、参加者との質疑応答を行う。そのほか、鳥学講座、鳥博セミナーなど、時節に応じて鳥をテーマとした講座を行う。
				鳥の科学と地域の自然に対する関心を高め、理解を深め、地域への愛着を育むことができるような生涯学習、社会教育の場として、多くに市民に活用してもらう。	常設展示は、博物館最大の情報提供の場と位置付け、鳥を観察する科学的な視点を示し、この視点から地域の鳥や自然を見直し、人が持続的に安心・安全にくらすための知恵を探ることを意図した展示構成となっている。多様な鳥の実物標本を見やすく分かりやすく展示し、来館者のさまざまな探究心に幅広く対応できるようにしている。
				開館後28年以上を経た鳥の博物館の展示をリニューアルし、魅力的な展示により、質の高い情報を提供できるようにする。	科学の進歩や展示手法の進展により、内容が陳腐化した現在の展示を新たな展示手法とこれまで収集した標本資料を有効に活用してリニューアルし、博物館の魅力をアップする。
				鳥類の生息状況の調査を実施し、我孫子市周辺の自然環境の変化をモニタリングするとともに、その結果をだれでも利用できるように調査研究報告等で報告する。	鳥類を生物指標にして、我孫子の自然環境の特性や変化を客観的に把握できるように、市内を代表する環境からサンプリングした調査対象地域の定期的なセンサスを実施する。結果は、博物館の調査研究報告等で公表し、誰でも閲覧、利用できるようにする。
				ジャパンバードフェスティバルを開催し、環境保護を考える機会を提供するとともに、自然環境の大切さをアピールする。	鳥と環境保全をテーマに、研究所、学校、企業、行政などが組織する実行委員会が実施するイベント。11月の2日間、我孫子市内のおもに手賀沼周辺の会場を中心に、市民参加で行う。鳥の博物館は、実行委員として参加し、市が進める「人と鳥の共存するまちづくり」をアピールするための学術部門のイベントの鳥学講座を行う。また、事務局としての分担業務を担当する。
				鳥類および地域の自然を理解するために必要な情報を提供できるような図書を収集し、市民の問いに対してスムーズにリファレンスできるようなデータベースを構築する。	鳥類学や身近な自然に関する博物館運営に有効な図書を選定し、来館者が利用しやすいように閲覧コーナーを整理する。また、鳥類の生態や我孫子の自然を記録した画像・映像資料も収集整理し、図書とともにデータベース化する。
				博物館事業の基盤となる鳥類標本を主とした資料の収集と記録、また永続的に保存できるような管理と効果的な利用の推進。	国内唯一の鳥類専門の単科博物館として、日本産鳥類全種の剥製標本および骨格標本のコレクションを完成させ、適切に維持管理する。また、だれでも利用できるようにデータベースを構築し公開する。
博物館施設を来館者が安全に恒久的に利用できるように、経年変化により劣化した施設設備を補修し機能を維持する。省エネに配慮した設備に転換していく。	施設の維持管理・運営を行っていく。また、経年劣化した建物各所及び故障箇所の修繕を行っていく。□				
生涯学習社会を実現するため、学習の拠点となる施設や体制を整備し、幅広い学習機会を提供していく。	「友の会・市民スタッフルーム」を友の会会員、市民スタッフに開放して活用できるようにしている。友の会会員については自らの生涯学習をさらに展開し、市民スタッフについては環境学習、体験学習のリーダーとして必要な知識や経験を積んでもらう。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
7-2 歴史・文化 の保存・継承と文化 の振興	歴史・文化の保存と活用 （1/2ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		公共事業に伴い消滅する埋蔵文化財を歴史的資産として後世に伝えるため、記録保存を目的とした発掘調査を実施する。	公共事業（学校校舎建設、市が関わる開発等の事業）に伴い、現状変更の結果、消滅してしまう埋蔵文化財を発掘調査することにより、遺跡に伴う情報を正確に記録し、報告書刊行までの基礎整理作業を行い、後世に歴史的資産として伝えていく。
				開発等により消滅する埋蔵文化財を歴史的遺産として後世に伝えるため、発掘調査により記録保存した資料を整理・研究し、報告書として刊行する。	国から個人専用住宅等に関わる埋蔵文化財発掘調査補助金を受けており、出土した遺物（土器・石器・金属器等）、調査記録類（図面・データ・写真類）を整理し、埋蔵文化財報告書を作成しなくてはならない。このほかに、我孫子市では民間開発・区画整理等の発掘調査について、基礎的な整理をしたものの、埋蔵文化財報告書が未完のものが160次分残っている。このうち特に出土遺物が豊富で、学術的に重要な根戸船戸古墳群、下ヶ戸貝塚、鹿島前遺跡、新木東台遺跡、新木南部遺跡群等については政策的に報告書刊行を実施する必要がある。報告書を作成した後は、市民に広くその成果を公開し、電腦考古博物館、生涯学習事業、学校教育事業に活用し、文化財の保護・啓発につなげていく。□
				我孫子の歴史・文化遺産を把握・収集・記録し後世に残していく。	・市内に残る古文書、古記録、石造物、寺社、建造物などの歴史・文化遺産を現地調査し、市民からの聞き取り調査や資料収集を通じて調査研究を進め、『我孫子市史』を補完する報告書、資料集を刊行する。また研究した内容を講演会やイベントを通じて市民に普及していく。□ ・市内に残る古文書の実態把握を行う。
				住宅建設等に伴って破壊される遺跡において発掘調査を実施することにより、正確に記録保存を行い、文化財の重要性を広く市民に知らせていく。	我孫子市内に所在する遺跡において住宅建設などに伴って現状が変更される場合、試掘を実施し、古代人の住まいや生活の痕跡である遺構が確認された場合、本調査を実施することとなる。不特定遺跡発掘調査とは個人専用住宅の本調査や、民間開発事業に伴う本調査範囲を決めるための確認調査をさし、市民生活に直結するため、小規模ながらも迅速に実施する必要がある。調査後は出土した遺物や記録類を整理し、報告書刊行に備える。
				住宅建設等に伴って破壊される遺跡において発掘調査を実施することにより、正確に記録保存を行い、文化財の重要性を広く市民に知らせていく。	我孫子市内に所在する遺跡において住宅建設などに伴って現状が変更される場合、試掘を実施し、古代人の住まいや生活の痕跡である遺構が確認された場合、本調査を実施することとなる。民間開発発掘調査とは、個人専用住宅以外の開発事業に伴う本調査をさす。個人専用住宅に伴う不特定遺跡発掘調査よりも面積が大きく、調査費用が事業者負担となっているため、計画的に発掘調査を実施する必要がある。調査後は出土した遺物や記録類を整理し、報告書刊行に備える。
				我孫子市内の文化財を計画的に保存・活用し、次世代への継承をはかるため。	市内に数多く存在する史跡や文化財をネットワーク化し、魅力を向上させて、次世代に継承していく仕組みとして、平成19年度に「手賀沼文化拠点整備計画」を策定し、この整備計画に基づき、先導的に我孫子駅南東地区を中心として平成30年度まで史跡の保存、整備などを実施した。今回の文化財保存活用地域計画は、手賀沼文化拠点整備計画の基本理念と合致するものであり、かつ、市全体を対象とした計画である。この計画を策定することによって、史跡の計画的かつ継続的な保存と活用につなげていけるものです。
				旧井上家住宅（9棟）は、手賀沼干拓の歴史と江戸時代の名主邸の面影を残す貴重な建造物であり、現状維持管理を続けながら、旧井上家住宅邸内の基本・実施設計を定めて今後の保存・活用を図る。（平成24年12月28日市の指定文化財に指定）	・旧井上家住宅（9棟）について、建物の寄附を受けその土地を取得する。（平成24年12月28日市の指定文化財に指定）□ ・布佐地区の中核的な文化財として「我孫子市文化財保存活用地域計画」に位置付け、修繕工事や整備工事等と実施し、一般公開をしていく。□ ・旧井上家住宅の歴史や建物の価値を多くの人に知ってもらおう。□ ・公開の中では、歴史、文化芸術・観光・環境・地域の活性化など多くの分野で広く活用を進める。
				「我孫子の大正・昭和文化遺産」の中核となる施設として、杉村楚人冠邸の魅力を高め、周辺の文化ポイントと連携させて、多くの人にその価値を感じてもらえるようにする。	平成20年度に債務負担で買収した杉村楚人冠邸（約5,200㎡、うち明田緑地約4,200㎡）を、都市再生整備計画の事業に位置付け、まちづくり交付金を活用し平成21年度から23年度にかけて再整備を行い、平成23年11月より「我孫子市杉村楚人冠記念館」として一般公開を開始した。今年度は文化財としての維持管理するとともに、杉村家資料を活用した企画展示、講演会などを実施し、多くの人々に杉村楚人冠の歴史的意義を認知してもらえるよう広報宣伝していく。
インターネットを活用し、土器や石器等の埋蔵文化財に、いつでも、気軽に、簡単に触れ親しむ機会を提供し、多くの方に興味を持ってもらう。	インターネットを活用し、市内で出土した土器や石器等の埋蔵文化財、我孫子市史に関すること、市内の史跡や文化財などを、ホームページ上で電腦考古博物館として公開する。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
7-2 歴史・文化 の保存・継承と文化 の振興	歴史・文化の保存と活用 （2 / 2 ページ）			我孫子の歴史の上で大きな位置を占める、いわゆる白樺派の文人たちの理念と業績を広く理解してもらう。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容は、従前の事業を基本的に継承し、所蔵品の展示・閲覧・調査研究、我孫子に関わる白樺派文人たちの活動の調査及び講演会等での普及活動を行う。また、隣接する、志賀直哉邸跡の復元書斎の活用を行う。□ ・地域の文化財との連携を図り、拠点施設として活用する。□ ・施設設備の更新を図り、展示スペース等の拡充を行うため、再整備を実施する。□ ・白樺派や民藝などの資料を収集・研究し、広く市民に公開する。そのため博物館等の関係機関と連携して文学館としての魅力を向上する。□ ・「我孫子市文化財保存活用地域計画」に位置付け、「我孫子の大正・昭和文化遗产」の中核施設としてリニューアルをはかっていく。
				我孫子市の史跡と文化財を後世に残していくために、価値の調査を行い、市指定文化財として保存と活用を図る。	市内の史跡等の文化財を調査し、市の文化財として指定し保護する。また、指定した文化財は、ホームページ等で広く市民に紹介する。指定に当たっては、文化財に専門的知識を有するメンバーで構成する文化財審議会に諮問し答申を受けて行う。指定文化財の保存、継承のための支援策を実施する。その一環として、計画的な財源確保の方策の一つとして設置した、文化財保存基金の適切な管理及びPR等を行い文化財の維持・活用に努める。□
				「我孫子の大正・昭和文化遗产」を構成する旧村川別荘の魅力高め、周辺の文化ポイントと連携させて、多くの人にその価値を感じてもらえるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡・文化財の活用を図るため、旧村川別荘をはじめとする文化財施設の適切な管理と効果的なソフト展開を進める。□ ・旧村川別荘でのボランティアガイドの展開やイベントの実施、湖北郷土資料室の展示やその背景となる文化財整理室での文化財の整理作業などを実施する。
				<ul style="list-style-type: none"> ・我孫子の歴史・文化遺産を市民に広く親しめるものとするために、その内容をわかりやすく紹介する。□ ・見学者を的確に文化財に誘導するとともに、文化財相互の関連性を理解してもらう。□ ・より多くの方に文化財を見学してもらい、身近なものとして感じ、ふれ親しんでもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の解説として、写真やイラスト、地図などを掲載した説明板を設置する。□ ・エリア的な案内として、地図などを掲載した大拠点サイン、中拠点サインを設置する。□ ・散策路、回遊路となるルート上において、複数のポイントを掲載した複数誘導板及び単独のポイントを掲載した単独誘導板を設置する。□ ・設置サインは、現況調査を行い、状況把握に基づき適正な事後の更新を行う。
				土器・石器などの埋蔵文化財や史跡、文化人などの業績を紹介し、触れ親しむ機会を提供することにより多くの方に興味を持ってもらう。	土器や石器等の埋蔵文化財を展示する考古展や、市内の史跡・文化財の紹介や我孫子市に関わりのある文化人の業績等を紹介するための展示会を開催する。
文化芸術活動の推進 （1 / 2 ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない			市に寄贈された文化芸術作品の修復を段階的に行い、活用に向け管理する。□	<ul style="list-style-type: none"> ・市に寄贈された芸術作品を段階的に修復し管理していく。□ ・市に寄贈された芸術作品を市民に広く知っていただくために、展示会を開催するなど文化芸術作品を身近な場所で鑑賞できる機会を設ける。また、様々なイベントとのコラボレーションを検討し多くの方に来場していただけるよう計画する。
				伝統的な祭りや芸能の活性化を図り、伝統芸能を地域ぐるみで盛り上げ、次世代に継承していく機会とする。	毎年12月に湖北地区公民館ホールにおいて、我孫子市に伝わる神楽舞や祭囃子などの民俗芸能を発表する郷土芸能祭を教育委員会主催で行う。□ 【出演】・伝統的な民俗芸能を営々と伝える団体□ 「古戸はやし連中」「あびこふるさと会」「ひよっとこ睦」□ ・市内小中学校郷土芸能クラブ□ 「布佐中郷土芸能講座」「我孫子第四小伝統芸能クラブ」「湖北小伝統芸能クラブ」□ 「布佐小伝統芸能クラブ」□ 【出し物】「神楽舞」「祭囃子」「寿獅子舞」など。
				市内在住、在勤、在学の音楽家たちが出演するコンサートを開催し、多くの市民に鑑賞してもらう。	市内各会場において、若手音楽家のみならず様々な年齢層で、クラシックに限らず多彩なジャンルのコンサートをテーマに沿って実施する。
				文化芸術団体等が実施している事業を協力・後援することにより、文化・芸術の底辺拡大、資質の向上を目指すとともに活動の活性化を図る。	文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境整備や文化芸術団体及び継承団体等の活動支援を行う。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
7-2 歴史・文化 の保存・継承と文化 の振興	文化芸術活動の推進 （2/2ページ）			多くの市民に文化芸術に触れ親しんでもらい、文化芸術に関する関心を高め、文化・芸術の場を通じて市民との交流を図る。	文化振興と文化交流を目的とし、「音楽・芸能部門」「展示部門」「各種文化部門」の3つの部門に分け、30団体の発表会を実施している。□ 市民文化祭の運営は、我孫子市文化連盟・我孫子合唱連盟・北部地域文化祭運営委員会により、市民文化祭実行委員会を組織し行っており、多くの方々の意見を取り入れ多くの市民が気軽に参加・鑑賞できるよう工夫し、我孫子ならではの文化芸術イベントとして実施している。□
				市の自主事業の運営補助として市民スタッフを配置し、事業運営の円滑化を図る。	教育委員会の要請に応じ、教育委員会主催及び共同主催する文化事業について、次の業務を行う。□ （1）入場者の受付に関する業務□ （2）会場の案内及び整理に関する業務□ （3）会場設営に関する業務□ （4）展示作品の監視に関する業務□ （5）その他補助的業務□
				市民会館に代わる新たな文化交流拠点施設の整備に取り組み、文化芸術活動を支援する。	新たな文化交流拠点施設の整備に向けて、令和元年5月にとりまとめた「我孫子市文化交流拠点施設 建設構想（案）」をもとに、これまで収集した意見を踏まえて、規模、機能等を検討していく。